

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年5月13日
【発行者名】	T & Dアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 義久
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目36番7号
【事務連絡者氏名】	富岡 秀夫
【電話番号】	03-6722-4813
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	青のライフキャンパス・ファンド（標準型） 赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 各ファンドにつき1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

青のライフキャンパス・ファンド（標準型）

赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）

以上を総称して「ライフキャンパス・ファンド」または「ファンド」ということがあります。また、各々「青のライフキャンパス・ファンド（標準型）」を「青のライフキャンパス・ファンド」、「赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）」を「赤のライフキャンパス・ファンド」ということがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

委託者（以下「委託会社」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるT & D アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額^{*}とします。

*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時の発行済受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（ただし、1万口あたりに換算した価額で表示されます。）。

基準価額につきましては、販売会社（委託会社を含め、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）または下記にお問い合わせください。

T & D アセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

（５）【申込手数料】

2.20%（税抜2.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。

なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

販売会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2022年5月14日から2022年11月15日まで

なお、申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

申込取扱場所（販売会社）につきましては、前述「（４）発行（売出）価格」の照会先にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

ファンドの受益権の購入申込者は、販売会社が定める払込期日までに、購入代金（発行価格に申込口数に乗じて得た額に申込手数料（税込）を加算した額をいいます。）をお申し込みの販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所（販売会社）と同様です。お問い合わせにつきましては、前述「（４）発行（売出）価格」の照会先にお問い合わせください。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの振替機関は株式会社証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

日本以外の地域における発行はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ライフキャンパス・ファンドは各ファンド間でスイッチング（乗換）^{*}が可能な場合があります。スイッチングにつきましては、販売会社にお問い合わせください。なお、取扱いを行わない販売会社もあります。また、確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合には適用されません。

^{*} スwitchングとは、保有しているファンドの換金と同時に他のファンドを購入することをいいます。

^{*} スwitchングの際には、販売会社が定める所定の手数料等がかかります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信 追加型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式・債券)資産配分固定型)) 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし

< 商品分類の定義 >

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または信託約款において、株式・債券・不動産投信（リート）・その他資産のうち、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分の定義 >

その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）資産配分固定型））

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて、複数資産（国内株式・国内債券・外国株式・外国債券）を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を含む）

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載のないものをいいます。

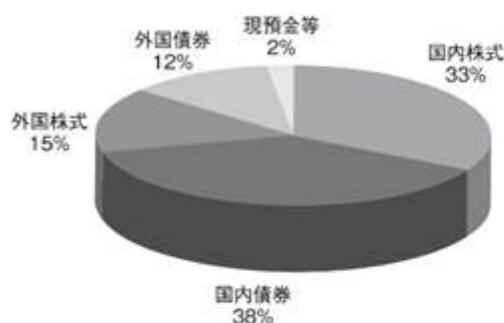
属性区分における「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp）をご参照ください。

ファンドの特色

- 1 ライフキャンパス・ファンドでは、国内株式、国内債券、外国株式、外国債券に分散投資を行います。
- 2 資産配分比率の異なる2本のファンドからお選びいただけます。

青のライフキャンパス・ファンド
(標準型)



中長期的な成長を目指す

「青のライフキャンパス・ファンド」

選択時のご参考:

- 5年単位の中長期の投資資金
- 収益率だけでなく安定性も考慮する投資資金
- ある程度の価格変動リスクは許容できる投資資金

国内債券の構成比を高めとし、株式資産や外貨建資産の構成比を低めとした基本ポートフォリオとし、中長期的な成長を目指した運用を行います。

赤のライフキャンパス・ファンド
(積極型)



積極的に収益を追求する

「赤のライフキャンパス・ファンド」

選択時のご参考:

- 10年単位の長い期間での投資資金
- 収益率重視の投資資金
- 価格変動リスクが許容できる投資資金

国内株式、外貨建資産の構成比を高めにした基本ポートフォリオとし、短期的な価格変動は大きいものの、長期的に高い収益率を目指した運用を行います。

※上記グラフの比率は、各ファンドの基本ポートフォリオの資産構成比率です。

- 3 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動の影響を受けます。

※資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

信託金限度額

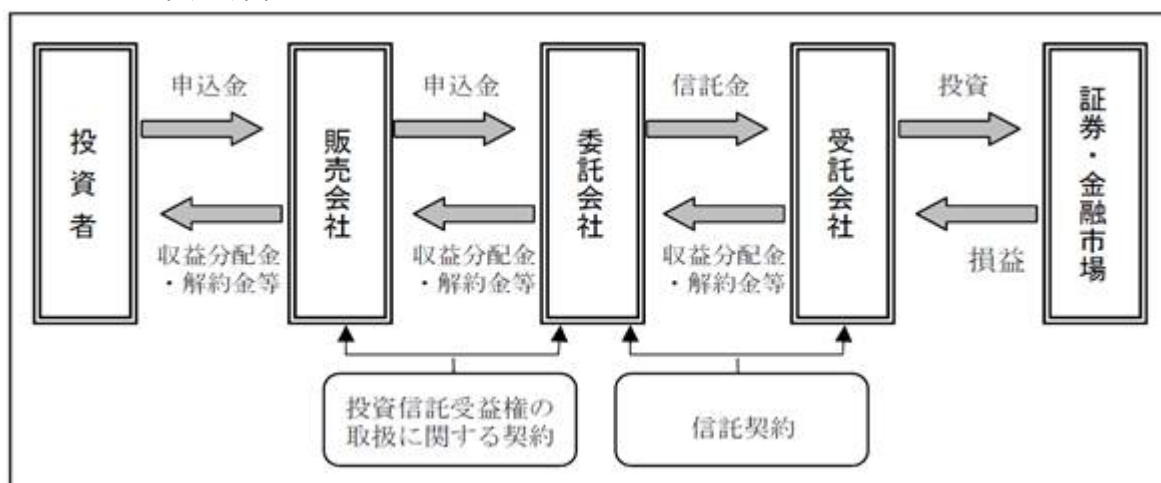
信託金の限度額は各ファンドにつき1,000億円です。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

2000年2月16日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

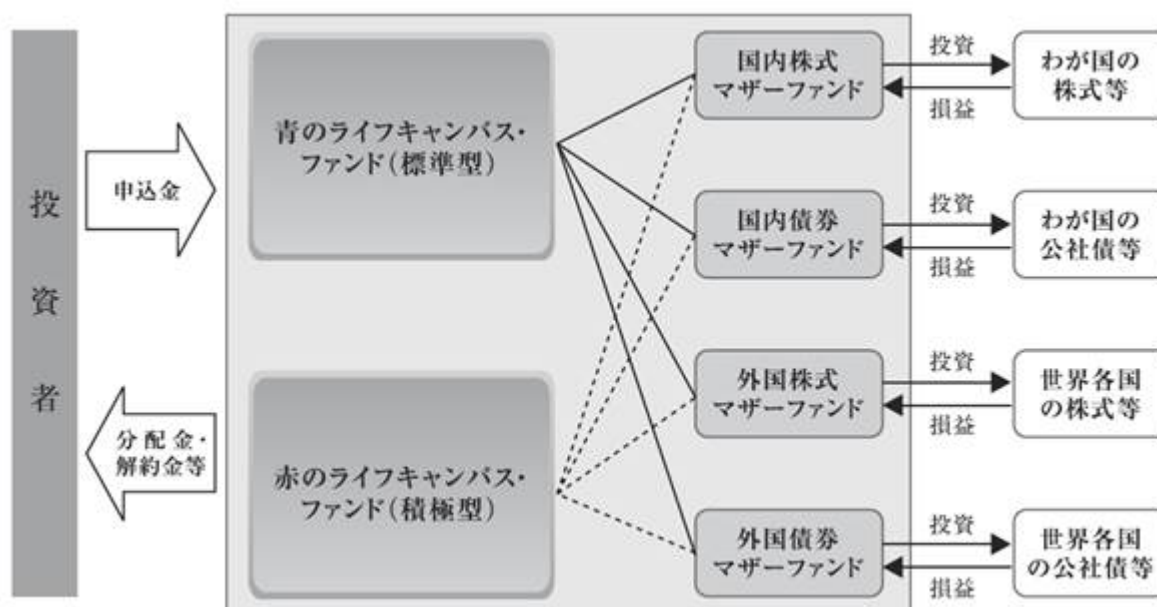
ファンドの仕組み図



ファミリーファンド方式の仕組み

ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



委託会社およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- （１）信託約款の届出
- （２）信託財産の運用指図
- （３）信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- （４）目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- （１）信託財産の保管・管理・計算
- （２）委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c. 販売会社

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- （１）受益権の募集・販売の取扱い
- （２）受益権の換金（解約）申込の取扱い
- （３）換金代金、収益分配金および償還金の支払いの取扱い
- （４）目論見書、運用報告書の交付等

委託会社の概況

a. 資本金

2022年2月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

1980年12月19日 第一投信株式会社設立
同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得

1997年12月 1日 社名を長期信用投信株式会社に変更

1999年 2月25日 大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る

1999年 4月 1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更

2002年 1月24日 投資顧問業者の登録

2002年 6月11日 投資一任契約に係る業務の認可

2002年 7月 1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、
ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更

2006年 8月28日 社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更

2007年 3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる

2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、
投資助言・代理業、投資運用業の登録

c. 大株主の状況

2022年2月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	1,082,500株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

マザーファンドの概要

ファンドは、下記の各マザーファンドを主要投資対象とします。

国内株式 マザーファンド

わが国の金融商品取引所に上場の株式を主たる投資対象とし、ボトムアップ・アプローチ^{*1}により、アクティブ運用を行います。

ベンチマーク^{*2}: 東証株価指数 (TOPIX)

東証株価指数 (TOPIX) とは、株式会社JPX総研が算出する株価指数で、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIX に関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研に帰属します。

国内債券 マザーファンド

わが国の公社債を投資対象とし、主としてデュレーション・マネジメント^{*3}により、アクティブ運用を行います。

ベンチマーク: NOMURA-BPI総合

NOMURA-BPI総合は、日本国内で発行される公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために野村證券株式会社が開発・公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

外国株式 マザーファンド

MSCI-KOKUSAI インデックスの構成国の上場株式等を投資対象とし、機動的な国別配分の変更などによるアクティブ運用を行います。

ベンチマーク: MSCI-KOKUSAI インデックス (除く日本、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを捉える指数です。当インデックスに関する全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その正確性及び完全性をMSCIは何ら保証するものではありません。その著作権はMSCIに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

外国債券 マザーファンド

FTSE世界国債インデックス構成国の国債を投資対象とし、機動的な国別配分の変更、デュレーション・マネジメントなどによるアクティブ運用を行います。

ベンチマーク: FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

ファンドは、各マザーファンドのベンチマークを次ページの基本ポートフォリオで組み合わせた合成指数をベンチマークとします。

^{*1} ボトムアップ・アプローチとは、個別企業についての調査・分析を基にした、個別銘柄の選択によってポートフォリオを構築する投資手法です。

^{*2} ベンチマークとは、ファンドの運用成果を判断するための基準となる指標をいい、ファンドが目標とする運用成果そのものを表すものではありません。従って、ファンドおよびマザーファンドは、いずれも特定のベンチマークに投資成果が連動するインデックスファンドではありません。

^{*3} デュレーション・マネジメントとは、金利の変動を的確に予想し、公社債の値上がり利益獲得を目指す運用手法です。

投資態度

● 基本ポートフォリオ

ファンドでは、以下の基本ポートフォリオの資産構成比に基づいて各資産を組入れます。また、基本ポートフォリオの資産構成比を基準（中心値）とし、市場見通しにしたがい一定の範囲内でアセットアロケーションを変更することがあります。基本ポートフォリオならびに変更幅は原則として毎年見直しを行います。

青のライフキャンパス・ファンド(標準型)

	基本ポートフォリオ*(%)	変更幅
国内株式	33.0	±10.0
国内債券	38.0	±10.0
外国株式	15.0	±10.0
外国債券	12.0	±10.0
現預金	2.0	-2.0～+40.0
合計	100.0	

赤のライフキャンパス・ファンド(積極型)

	基本ポートフォリオ*(%)	変更幅
国内株式	44.0	±10.0
国内債券	23.0	±10.0
外国株式	17.0	±10.0
外国債券	14.0	±10.0
現預金	2.0	-2.0～+40.0
合計	100.0	

* 基本ポートフォリオにおける各資産の比率は、原則として、信託財産に属する各マザーファンドの時価総額に、各マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める各資産の時価総額の割合を乗じて得た額を、信託財産の純資産総額で除したものです。

- a. 実質組入れ外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向等により為替ヘッジを行う場合があります。
- b. 信託財産に属する資産について、国内において行われる通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。また、有価証券の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- c. 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことができます。
- d. 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- e. 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2) 【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
 - (1) 有価証券

（２）デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りま。

（３）金銭債権

（４）約束手形

b．次に掲げる特定資産以外の資産

（１）為替手形

国内株式マザーファンド、国内債券マザーファンド、外国株式マザーファンドおよび外国債券マザーファンドを主要投資対象とします。

委託会社は、信託金を主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

- １．国内株式マザーファンド
- ２．国内債券マザーファンド
- ３．外国株式マザーファンド
- ４．外国債券マザーファンド
- ５．株券または新株引受権証券
- ６．国債証券
- ７．地方債証券
- ８．特別の法律により法人の発行する債券
- ９．社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 10．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 11．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 12．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 13．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 14．特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 15．コマーシャル・ペーパー
- 16．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
- 17．外国または外国の者の発行する証券または証書で、１．から16．の証券または証書の性質を有するもの
- 18．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 19．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 20．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 21．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
- 22．預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 23．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 24．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 25．外国の者に対する権利で24．の有価証券の性質を有するもの

なお、５．の証券または証書、17．および22．の証券または証書のうち５．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、6．から11．までの証券および17．および22．の証券または証書のうち6．から11．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、18．および19．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で5．の権利の性質を有するもの

みなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た金額をいいます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく投資制限

「青のライフキャンパス・ファンド（標準型）」

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の60以上となる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の40を超えることとなる投資の指図をしません。

「赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）」

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の70以上となる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の50を超えることとなる投資の指図をしません。

「ライフキャンパス・ファンド」共通

- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- f. （１）委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
（２）委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. （１）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
（２）（１）の信用取引の指図は、次の１．から６．に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の１．から６．に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - １．信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ２．株式分割により取得する株券
 - ３．有償増資により取得する株券
 - ４．売出しにより取得する株券
 - ５．信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - ６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

- h. (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- (2) 委託会社は、信託財産について、わが国の金融商品取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- (3) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- i. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことの指図をすることができます。
- j. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- k. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1. から2. の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) (1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- l. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) (1) の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、(2) の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- m. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (2) (1) の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、(2) の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返済するための指図をするものとします。
- (4) (1) の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- n. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- o. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一発行体の発行する公社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該公社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません（ただし、国債は除きます。）。

- p．外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- q．（１）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- （２）（１）の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- （３）（２）の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- r．（１）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- （２）（１）の資金借入額は、次の１．から３．に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
- １．換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ２．換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - ３．借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％以内
- （３）（２）の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- （４）借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- s．デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- t．一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限

- a．委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b．委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考）マザーファンドの概要

国内株式マザーファンド

（１）投資方針

東証株価指数（TOPIX）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

ボトム・アップ・アプローチにより利益の成長性、財務体質の健全性、経営戦略などの観点から投資価値が高いと判断される銘柄に投資を行います。

業種配分については、ボトム・アップ・アプローチに加え、マクロ・セミマクロ経済分析^{*}を加味して決定します。

^{*}セミマクロ経済分析とは、マクロの経済分析とミクロの企業分析との中間に位置し、経済を産業レベルから把握しようとする分析手法です。

株式の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

特定の銘柄や業種に対し、過度の集中がないように配慮します。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。

（３）投資制限

- a．株式への投資割合には制限を設けません。
- b．外貨建資産への投資は行いません。
- c．委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- f．（１）委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
（２）委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g．（１）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
（２）（１）の信用取引の指図は、次の１．から６．に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の１．から６．に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - １．信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ２．株式分割により取得する株券
 - ３．有償増資により取得する株券
 - ４．売出しにより取得する株券
 - ５．信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - ６．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（５．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- h．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- i．（１）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の１．から２．の範囲内で貸付けるとの指図をすることができます。
 - １．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ２．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面の合計額を超えないものとします。
（２）（１）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
（３）委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- j．委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- k. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) (1) の資金借入額は、次の1. から3. に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (3) (2) の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- l. デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- m. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

国内債券マザーファンド

(1) 投資方針

NOMURA-BPI総合をベンチマークとし、長期的にこれを上回る投資成果を目指します。

投資対象は、原則としてA格相当（スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ、格付投資情報センター、日本格付研究所のいずれかから取得したもの）以上の信用格付を有する公社債とし、信用リスクや利回り格差等を考慮のうえ組入銘柄を選定します。ただし、市況状況等によってはBBB格相当の公社債に投資する場合もあります。

主としてデュレーション・マネジメントにより、アクティブ運用を行います。

公社債の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

(2) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(3) 投資制限

- a. 株式への投資は行いません。
- b. 外貨建資産への投資は行いません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- e. (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合に

は、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

(5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供を要求され委託会社がその必要性を認めたときあるいは受入れが必要と委託会社が認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

f . (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

(4) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(5) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(6) f に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

g . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(2) (1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

h . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(2) (1) の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(3) 信託財産の換金等の事由により、(2) の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

i . (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(2) (1) の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(3) 信託財産の換金等の事由により、(2) の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

（４）（３）の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

- j．委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- k．委託会社は、取得時において信託財産に属する同一発行体の発行する公社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません（ただし、国債は除きます。）。
- l．（１）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - （２）（１）の資金借入額は、次の1．から3．に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1．換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2．換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - 3．借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
 - （３）（２）の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
 - （４）借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- m．デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- n．一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

外国株式マザーファンド

（１）投資方針

MSCI-KOKUSAI インデックス（除く日本：円ベース）の採用国に上場または店頭登録されている銘柄を主要投資対象とします。

MSCI-KOKUSAI インデックス（除く日本：円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

国別配分については、各市場のマクロ、ミクロ分析に基づき機動的に変更を行います。

業種配分については、マクロ・セミマクロ経済分析に基づいて決定します。

銘柄選択については、成長性の水準と変化率、バリュエーションなどを考慮して決定します。

株式の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市場動向等により為替ヘッジを行う場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）投資対象

日本を除く世界各国の株式を主要投資対象とします。

（３）投資制限

- a．株式への投資割合には制限を設けません。
- b．外貨建資産への投資には制限を設けません。
- c．委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- d．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e．（１）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ず

る市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

- (2) (1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図できるものとします。
- f. (1) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (2) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) (1)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、(2)の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- h. (1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- (2) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。
- i. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- j. (1) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3) 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (4) 為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (5) 委託会社は、為替先渡取引を行うにあたり担保の提供を要求されその必要性を認めたときあるいは担保の受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (6) jに規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日

までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- k. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1. から2. の範囲内で貸付けるとの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) (1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- l. 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- m. (1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (2) (1) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と信託財産にかかる為替の売予約との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (3) (2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- n. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- o. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) (1) の資金借入額は、次の1. から3. に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 換金代金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (3) (2) の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- p. デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- q. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

外国債券マザーファンド

(1) 投資方針

FTSE世界国債インデックス構成国の国債を投資対象とします。

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。

機動的な国別配分の変更、デュレーション・マネジメントなどによるアクティブ運用を行います。

公社債の組入比率は、原則として高位とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。

外貨建資産に対する為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市場動向等により為替ヘッジを行う場合があります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

（３）投資制限

- a．外貨建資産への投資には制限を設けません。
- b．委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- c．（１）委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
（２）委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことの指図をすることができます。
（３）委託会社は、わが国の金融商品取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- d．委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- e．（１）委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
（２）金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
（３）金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、上記ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
（４）為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の換金等の事由により、純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
（５）金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
（６）委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供を要求されその必要性を認めたときあるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
（７）eに規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
（８）eに規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）

す。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- f. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2) (1) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- g. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (2) (1) の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、(2) の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- h. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (2) (1) の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (3) 信託財産の換金等の事由により、(2) の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (4) (3) の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- i. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- j. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一発行体の発行する公社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません（ただし、国債は除きます。）。
- k. 外貨建資産への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- l. (1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産のヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (2) (1) の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約と信託財産にかかる為替の売予約との差額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (3) (2) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- m. (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において換金代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) (1) の資金借入額は、次の1. から3. に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 換金代金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 換金代金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

（3）（2）の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

（4）借入金の利息は信託財産中から支弁します。

- n . デリバティブ取引等については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則および委託会社が定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産を超えないこととします。
- o . 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。

3【投資リスク】

（１）基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

株価変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

債券価格変動リスク

債券（公社債）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。一般に市場金利が上昇した場合や発行体の信用度が低下した場合には債券の価格は下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域の政治経済情勢に混乱が生じた場合や新たな通貨規制・資本規制が設けられた場合は、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

流動性リスク

市場規模や取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

基準価額の変動要因（リスク）は、上記に限定されるものではありません。

（２）その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

大量の解約・換金申込を受け付け短期間で解約資金を準備する必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入頂いた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。

マザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該ベビーファンドの購入・換金等による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

（３）リスクの管理体制

委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

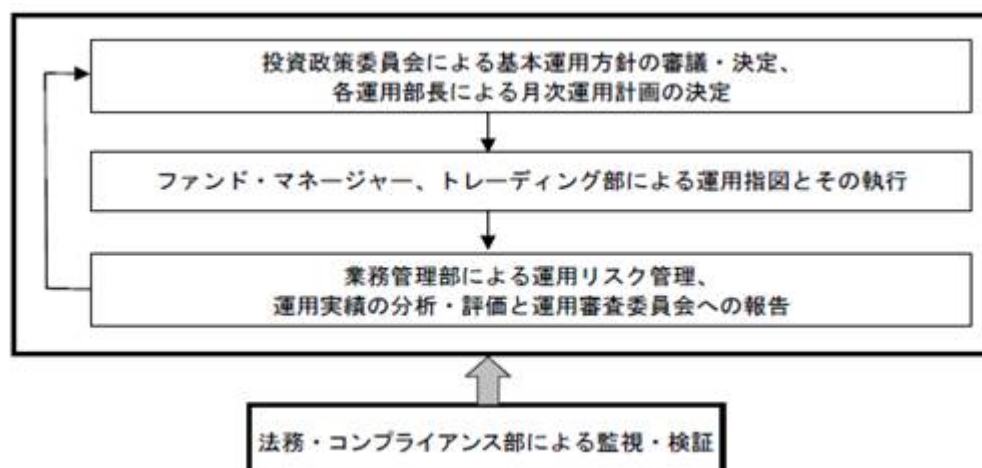
また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

なお、流動性リスク管理について社内規程を制定し、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、定期的にリスク管理委員会および取締役会への報告を行います。

委託会社の投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

委託会社は、社内規程において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による承認を経て、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス分析・評価等を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則・運用制限に照らした適正性の監視・検証を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

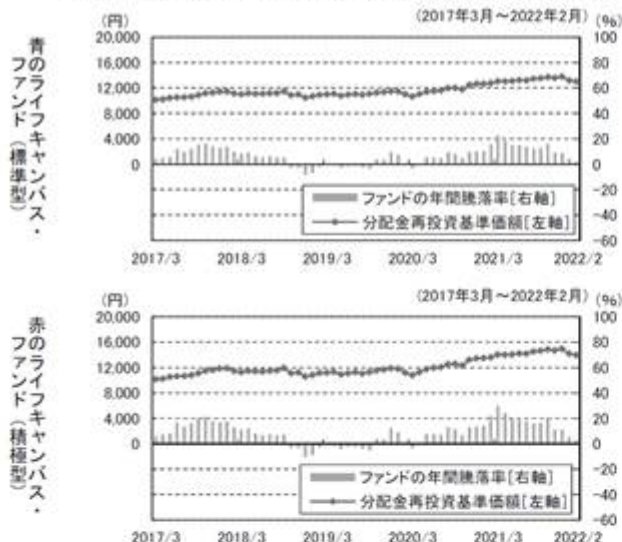


リスクの管理体制は2022年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

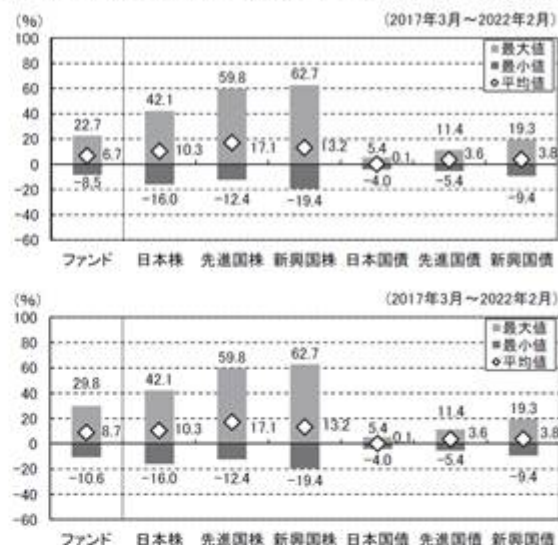
< 参考情報 >

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

< ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 >



< ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 >



(注) ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※左のグラフの分配金再投資基準価額は、2017年3月末の基準価額を起点として指数化したものです。

※右のグラフは、2017年3月から2022年2月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記の騰落率は2022年2月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

○各資産クラスの指数

- 日本株・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株・・・MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債・・・NOMURA-BPI 国債
- 先進国債・・・FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債・・・JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイド (円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

※詳細は「指数に関して」をご参照ください。

●指数に関して

○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) とは、株式会社 J P X 総研が算出する株価指数で、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIX に関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研に帰属します。

MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI コクサイ・インデックスは MSCI が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は MSCI に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI が開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は MSCI に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行われる T&D アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLC は、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLC は、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利は FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイド (円ベース)

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバースファイドは、JP モルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権は JP モルガン社に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

2.20%（税抜2.0%）を上限として販売会社が個別に定める率を、発行価格に乗じて得た額とします。

申込手数料は、ファンドの商品説明、販売に係る事務費用等の対価です。

なお、収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.32%（税抜1.20%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分については、以下の通りとします。

[信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率]（年率・税抜）

支払先	信託報酬率	対価の内容
委託会社	0.52%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.60%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	0.08%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

上記の信託報酬の総額は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査費用（税込）は、信託財産中から支弁します。

証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記の手数料等の合計額については、受益者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

マザーファンドには、信託報酬および監査費用はありません。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。確定申告は不要ですが、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。

換金時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用した場合は、原則として確定申告は不要です。

なお、換金時および償還時の損益については、確定申告により、上場株式等の譲渡損益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得ならびに特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

- 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合
NISAおよびジュニアNISAは、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率により源泉徴収が行われます（地方税の源泉徴収はありません。）。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の個別元本にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回購入した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で購入する場合は販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを購入する場合は当該支店毎に、一般コースと自動継続投資コースの両コースで購入する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

税金の取扱いについては、2022年2月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【青のライフキャンパス・ファンド（標準型）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2022年2月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,587	96.60
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	56	3.40
合計（純資産総額）	-	1,643	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2022年2月28日現在）

	国名	種 類	銘 柄 名	数 量（口）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	国内債券 マザーファンド	433,821,619	1.4237 617,631,838	1.4276 619,323,743	37.70
2	日本	親投資信託 受益証券	国内株式 マザーファンド	339,888,736	1.5863 539,165,502	1.5639 531,551,994	32.35
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式 マザーファンド	68,407,854	3.6028 246,459,817	3.5723 244,373,376	14.87
4	日本	親投資信託 受益証券	外国債券 マザーファンド	65,700,168	2.9222 191,989,030	2.9192 191,791,930	11.67

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2022年2月28日現在）

種類	投 資 比 率（％）
親投資信託受益証券	96.60
合計	96.60

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2022年2月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
--	----------------------------	----------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

第13期 計算期間 (2013年2月15日現在)	1,016	1,016	0.8771	0.8771
第14期 計算期間 (2014年2月17日現在)	1,120	1,154	0.9934	1.0244
第15期 計算期間 (2015年2月16日現在)	1,163	1,291	0.9989	1.1089
第16期 計算期間 (2016年2月15日現在)	1,212	1,212	0.9456	0.9456
第17期 計算期間 (2017年2月15日現在)	1,311	1,331	1.0182	1.0342
第18期 計算期間 (2018年2月15日現在)	1,314	1,438	1.0053	1.1003
第19期 計算期間 (2019年2月15日現在)	1,386	1,386	0.9868	0.9868
第20期 計算期間 (2020年2月17日現在)	1,400	1,483	0.9952	1.0542
第21期 計算期間 (2021年2月15日現在)	1,485	1,658	1.0057	1.1227
2021年2月末日	1,599	-	0.9826	-
2021年3月末日	1,644	-	1.0089	-
2021年4月末日	1,645	-	1.0091	-
2021年5月末日	1,652	-	1.0124	-
2021年6月末日	1,672	-	1.0218	-
2021年7月末日	1,667	-	1.0191	-
2021年8月末日	1,702	-	1.0382	-
2021年9月末日	1,708	-	1.0435	-
2021年10月末日	1,731	-	1.0574	-
2021年11月末日	1,717	-	1.0492	-
2021年12月末日	1,741	-	1.0635	-
2022年1月末日	1,668	-	1.0171	-
第22期 計算期間 (2022年2月15日現在)	1,652	1,660	1.0050	1.0100
2022年2月末日	1,643	-	0.9995	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第13期 計算期間（2013年2月15日）	0.0000
第14期 計算期間（2014年2月17日）	0.0310
第15期 計算期間（2015年2月16日）	0.1100
第16期 計算期間（2016年2月15日）	0.0000
第17期 計算期間（2017年2月15日）	0.0160
第18期 計算期間（2018年2月15日）	0.0950
第19期 計算期間（2019年2月15日）	0.0000
第20期 計算期間（2020年2月17日）	0.0590
第21期 計算期間（2021年2月15日）	0.1170
第22期 計算期間（2022年2月15日）	0.0050

【収益率の推移】

	収益率（％）
第13期 計算期間（2012年2月16日 ～ 2013年2月15日）	13.44
第14期 計算期間（2013年2月16日 ～ 2014年2月17日）	16.79
第15期 計算期間（2014年2月18日 ～ 2015年2月16日）	11.63
第16期 計算期間（2015年2月17日 ～ 2016年2月15日）	5.34
第17期 計算期間（2016年2月16日 ～ 2017年2月15日）	9.37
第18期 計算期間（2017年2月16日 ～ 2018年2月15日）	8.06
第19期 計算期間（2018年2月16日 ～ 2019年2月15日）	1.84
第20期 計算期間（2019年2月16日 ～ 2020年2月17日）	6.83
第21期 計算期間（2020年2月18日 ～ 2021年2月15日）	12.81
第22期 計算期間（2021年2月16日 ～ 2022年2月15日）	0.43

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第13期 計算期間（2012年2月16日 ～ 2013年2月15日）	12,552,738	3,212,469,518
第14期 計算期間（2013年2月16日 ～ 2014年2月17日）	12,664,726	44,200,046
第15期 計算期間（2014年2月18日 ～ 2015年2月16日）	46,233,343	9,102,232
第16期 計算期間（2015年2月17日 ～ 2016年2月15日）	129,643,314	12,200,138
第17期 計算期間（2016年2月16日 ～ 2017年2月15日）	16,400,831	10,782,684
第18期 計算期間（2017年2月16日 ～ 2018年2月15日）	35,448,552	15,448,500
第19期 計算期間（2018年2月16日 ～ 2019年2月15日）	127,368,282	30,279,304
第20期 計算期間（2019年2月16日 ～ 2020年2月17日）	22,184,875	19,491,878
第21期 計算期間（2020年2月18日 ～ 2021年2月15日）	100,118,841	30,189,346
第22期 計算期間（2021年2月16日 ～ 2022年2月15日）	190,702,485	23,845,116

（注）設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

【赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（2022年2月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,674	96.41
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	62	3.59
合計（純資産総額）	-	1,736	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄（全銘柄）

（2022年2月28日現在）

	国名	種 類	銘 柄 名	数 量（口）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託 受益証券	国内株式 マザーファンド	479,583,905	1.5863 760,763,949	1.5639 750,021,269	43.20
2	日本	親投資信託 受益証券	国内債券 マザーファンド	275,392,927	1.4237 392,076,910	1.4276 393,150,942	22.64
3	日本	親投資信託 受益証券	外国株式 マザーファンド	81,806,955	3.6028 294,734,098	3.5723 292,238,985	16.83
4	日本	親投資信託 受益証券	外国債券 マザーファンド	81,707,939	2.9222 238,766,939	2.9192 238,521,815	13.74

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2022年2月28日現在）

種類	投 資 比 率（％）
親投資信託受益証券	96.41
合計	96.41

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2022年2月末日及び同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：百万円）	純資産総額 （分配付） （単位：百万円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
第13期 計算期間 （2013年2月15日現在）	929	929	0.8062	0.8062
第14期 計算期間 （2014年2月17日現在）	1,112	1,112	0.9718	0.9718

第15期 計算期間 (2015年2月16日現在)	1,142	1,266	0.9996	1.1086
第16期 計算期間 (2016年2月15日現在)	1,167	1,167	0.9294	0.9294
第17期 計算期間 (2017年2月15日現在)	1,289	1,312	1.0221	1.0401
第18期 計算期間 (2018年2月15日現在)	1,257	1,441	0.9842	1.1282
第19期 計算期間 (2019年2月15日現在)	1,378	1,378	0.9576	0.9576
第20期 計算期間 (2020年2月17日現在)	1,432	1,499	0.9933	1.0393
第21期 計算期間 (2021年2月15日現在)	1,520	1,759	1.0075	1.1655
2021年2月末日	1,681	-	0.9793	-
2021年3月末日	1,738	-	1.0104	-
2021年4月末日	1,737	-	1.0090	-
2021年5月末日	1,741	-	1.0131	-
2021年6月末日	1,764	-	1.0249	-
2021年7月末日	1,754	-	1.0197	-
2021年8月末日	1,800	-	1.0449	-
2021年9月末日	1,818	-	1.0540	-
2021年10月末日	1,847	-	1.0704	-
2021年11月末日	1,827	-	1.0591	-
2021年12月末日	1,860	-	1.0780	-
2022年1月末日	1,761	-	1.0206	-
第21期 計算期間 (2022年2月15日現在)	1,746	1,755	1.0088	1.0138
2022年2月末日	1,736	-	1.0011	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第13期 計算期間（2013年2月15日）	0.0000
第14期 計算期間（2014年2月17日）	0.0000
第15期 計算期間（2015年2月16日）	0.1090
第16期 計算期間（2016年2月15日）	0.0000
第17期 計算期間（2017年2月15日）	0.0180
第18期 計算期間（2018年2月15日）	0.1440
第19期 計算期間（2019年2月15日）	0.0000
第20期 計算期間（2020年2月17日）	0.0460
第21期 計算期間（2021年2月15日）	0.1580
第22期 計算期間（2022年2月15日）	0.0050

【収益率の推移】

	収益率（％）
第13期 計算期間（2012年2月16日 ～ 2013年2月15日）	16.32
第14期 計算期間（2013年2月16日 ～ 2014年2月17日）	20.54
第15期 計算期間（2014年2月18日 ～ 2015年2月16日）	14.08
第16期 計算期間（2015年2月17日 ～ 2016年2月15日）	7.02
第17期 計算期間（2016年2月16日 ～ 2017年2月15日）	11.91
第18期 計算期間（2017年2月16日 ～ 2018年2月15日）	10.38
第19期 計算期間（2018年2月16日 ～ 2019年2月15日）	2.70
第20期 計算期間（2019年2月16日 ～ 2020年2月17日）	8.53
第21期 計算期間（2020年2月18日 ～ 2021年2月15日）	17.34
第22期 計算期間（2021年2月16日 ～ 2022年2月15日）	0.63

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第13期 計算期間（2012年2月16日 ～ 2013年2月15日）	19,621,585	3,173,494,977
第14期 計算期間（2013年2月16日 ～ 2014年2月17日）	14,030,315	21,414,278
第15期 計算期間（2014年2月18日 ～ 2015年2月16日）	19,585,121	21,872,442
第16期 計算期間（2015年2月17日 ～ 2016年2月15日）	124,032,171	10,592,842
第17期 計算期間（2016年2月16日 ～ 2017年2月15日）	17,393,529	11,855,677
第18期 計算期間（2017年2月16日 ～ 2018年2月15日）	33,961,459	17,679,802
第19期 計算期間（2018年2月16日 ～ 2019年2月15日）	181,897,955	20,457,826
第20期 計算期間（2019年2月16日 ～ 2020年2月17日）	17,875,811	14,586,474
第21期 計算期間（2020年2月18日 ～ 2021年2月15日）	76,824,036	9,929,111
第22期 計算期間（2021年2月16日 ～ 2022年2月15日）	243,674,900	21,837,303

（注）設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

（参考）マザーファンドの状況

国内株式マザーファンド

（１）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（2022年2月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	日本	7,367	97.71
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	173	2.29
合計（純資産総額）	-	7,540	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄（30銘柄）

（2022年2月28日現在）

	国名	種類	業 種	銘 柄 名	数 量 （株）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資 比率 （％）
1	日本	株式	輸送用機器	トヨタ自動車	162,200	2,153.50 349,297,700	2,138.50 346,864,700	4.60
2	日本	株式	卸売業	伊藤忠商事	68,900	3,794.00 261,406,600	3,743.00 257,892,700	3.42
3	日本	株式	化学	信越化学工業	13,500	18,000.00 243,000,000	17,670.00 238,545,000	3.16
4	日本	株式	電気機器	ソニーグループ	19,000	12,210.00 231,990,000	11,810.00 224,390,000	2.98
5	日本	株式	銀行業	三菱ＵＦＪフィナン シャル・グループ	298,700	734.10 219,275,670	712.80 212,913,360	2.82
6	日本	株式	情報・通信 業	日本電信電話	60,900	3,285.00 200,056,500	3,293.00 200,543,700	2.66
7	日本	株式	卸売業	三菱商事	47,300	3,964.00 187,497,200	3,871.00 183,098,300	2.43
8	日本	株式	輸送用機器	デンソー	21,600	8,409.00 181,634,400	8,047.00 173,815,200	2.31
9	日本	株式	電気機器	日立製作所	29,200	5,751.00 167,929,200	5,650.00 164,980,000	2.19
10	日本	株式	電気機器	ルネサスエレクトロ ニクス	121,100	1,398.98 169,416,560	1,340.00 162,274,000	2.15
11	日本	株式	電気機器	日本電産	16,300	10,115.00 164,874,500	9,883.00 161,092,900	2.14
12	日本	株式	その他製品	任天堂	2,600	57,420.00 149,292,000	58,020.00 150,852,000	2.00
13	日本	株式	小売業	セブン＆アイ・ホー ルディングス	26,900	5,832.00 156,880,800	5,591.00 150,397,900	1.99
14	日本	株式	精密機器	ＨＯＹＡ	9,700	15,300.00 148,410,000	14,855.00 144,093,500	1.91
15	日本	株式	医薬品	アステラス製薬	74,700	1,974.42 147,489,587	1,918.50 143,311,950	1.90
16	日本	株式	保険業	第一生命ホールディ ングス	59,400	2,594.00 154,083,600	2,408.00 143,035,200	1.90
17	日本	株式	建設業	ショーボンドホール ディングス	27,700	5,140.00 142,378,000	5,130.00 142,101,000	1.88
18	日本	株式	サービス業	ダイセキ	29,400	4,520.00 132,888,000	4,670.00 137,298,000	1.82
19	日本	株式	電気機器	ＴＤＫ	29,700	4,546.86 135,041,901	4,600.00 136,620,000	1.81

20	日本	株式	小売業	ニトリホールディングス	7,900	16,638.82 131,446,755	17,245.00 136,235,500	1.81
21	日本	株式	その他金融業	オリックス	59,500	2,363.50 140,628,250	2,283.00 135,838,500	1.80
22	日本	株式	繊維製品	セーレン	56,800	2,164.00 122,915,200	2,302.00 130,753,600	1.73
23	日本	株式	不動産業	三井不動産	50,800	2,573.00 130,708,400	2,557.00 129,895,600	1.72
24	日本	株式	電気機器	ミネベアミツミ	52,000	2,559.00 133,068,000	2,496.00 129,792,000	1.72
25	日本	株式	機械	S M C	1,900	65,420.00 124,298,000	68,050.00 129,295,000	1.71
26	日本	株式	輸送用機器	スズキ	27,400	4,833.95 132,450,413	4,573.00 125,300,200	1.66
27	日本	株式	化学	クレハ	13,600	9,180.00 124,848,000	9,190.00 124,984,000	1.66
28	日本	株式	医薬品	小野薬品工業	44,000	2,856.38 125,680,913	2,826.50 124,366,000	1.65
29	日本	株式	建設業	住友林業	55,600	2,281.00 126,823,600	2,212.00 122,987,200	1.63
30	日本	株式	輸送用機器	日産自動車	223,500	606.40 135,530,400	545.30 121,874,550	1.62

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別及び業種別比率

（2022年2月28日現在）

種類	業 種	投 資 比 率（％）
株式	電気機器	16.09
株式	輸送用機器	10.18
株式	機械	8.15
株式	化学	7.94
株式	情報・通信業	7.04
株式	卸売業	5.85
株式	小売業	5.79
株式	サービス業	5.26
株式	建設業	4.49
株式	医薬品	4.26
株式	精密機器	4.08
株式	食料品	3.96
株式	銀行業	3.93
株式	その他製品	2.00
株式	保険業	1.90
株式	その他金融業	1.80
株式	繊維製品	1.73
株式	不動産業	1.72
株式	鉱業	1.55
合計		97.71

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

国内債券マザーファンド

（１）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（2022年2月28日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
国債証券	日本	8,763	81.28
地方債証券	日本	198	1.84
特殊債券	日本	938	8.70
社債券	日本	804	7.46
現金・預金・その他の資産（負債差引後）	日本	78	0.72
合計（純資産総額）	-	10,781	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄（30銘柄）

（2022年2月28日現在）

	国名	種類	銘 柄 名	券面総額 (円)	簿価単価(円) 簿価金額(円)	時価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)	クー ポン (%)	償還日
1	日本	国債 証券	第3 4 4 回利付 国債(10年)	350,000,000	100.32 351,120,000	100.45 351,592,500	3.26	0.10	2026.9.20
2	日本	国債 証券	第3 5 2 回利付 国債(10年)	300,000,000	100.16 300,489,000	100.39 301,176,000	2.79	0.10	2028.9.20
3	日本	国債 証券	第1 3 6 回利付 国債(5年)	283,000,000	100.22 283,642,410	100.20 283,588,640	2.63	0.10	2023.6.20
4	日本	国債 証券	第1 5 3 回利付 国債(20年)	245,000,000	111.60 273,442,050	112.29 275,110,500	2.55	1.30	2035.6.20
5	日本	国債 証券	第1 3 7 回利付 国債(5年)	251,000,000	100.25 251,637,540	100.24 251,604,910	2.33	0.10	2023.9.20
6	日本	国債 証券	第1 3 9 回利付 国債(5年)	250,000,000	100.28 250,705,000	100.28 250,717,500	2.33	0.10	2024.3.20
7	日本	国債 証券	第4 2 3 回利付 国債(2年)	230,000,000	100.08 230,204,700	100.07 230,172,500	2.13	0.01	2023.4.1
8	日本	国債 証券	第3 5 6 回利付 国債(10年)	217,000,000	99.92 216,835,080	100.22 217,488,250	2.02	0.10	2029.9.20
9	日本	国債 証券	第3 5 1 回利付 国債(10年)	215,000,000	100.18 215,406,350	100.40 215,877,200	2.00	0.10	2028.6.20
10	日本	国債 証券	第3 6 3 回利付 国債(10年)	205,000,000	99.17 203,306,700	99.54 204,059,050	1.89	0.10	2031.6.20
11	日本	国債 証券	第1 7 7 回利付 国債(20年)	210,000,000	95.13 199,775,000	95.79 201,167,400	1.87	0.40	2041.6.20
12	日本	国債 証券	第3 4 9 回利付 国債(10年)	200,000,000	100.23 200,464,000	100.43 200,868,000	1.86	0.10	2027.12.20
13	日本	国債 証券	第1 3 8 回利付 国債(5年)	200,000,000	100.26 200,534,000	100.26 200,524,000	1.86	0.10	2023.12.20
14	日本	国債 証券	第1 3 5 回利付 国債(5年)	200,000,000	100.19 200,380,000	100.17 200,346,000	1.86	0.10	2023.3.20
15	日本	国債 証券	第1 6 2 回利付 国債(20年)	196,000,000	101.74 199,425,240	101.88 199,692,640	1.85	0.60	2037.9.20
16	日本	国債 証券	第1 4 5 回利付 国債(5年)	180,000,000	100.34 180,613,800	100.39 180,703,800	1.68	0.10	2025.9.20
17	日本	国債 証券	第3 6 4 回利付 国債(10年)	180,000,000	99.05 178,304,400	99.38 178,898,400	1.66	0.10	2031.9.20
18	日本	国債 証券	第3 4 6 回利付 国債(10年)	176,000,000	100.27 176,491,040	100.45 176,799,040	1.64	0.10	2027.3.20
19	日本	国債 証券	第1 7 2 回利付 国債(20年)	165,000,000	96.10 158,579,850	96.74 159,624,300	1.48	0.40	2040.3.20
20	日本	国債 証券	第1 6 4 回利付 国債(20年)	156,000,000	99.40 155,074,920	100.07 156,115,440	1.45	0.50	2038.3.20
21	日本	国債 証券	第3 5 8 回利付 国債(10年)	150,000,000	99.75 149,638,500	100.11 150,178,500	1.39	0.10	2030.3.20
22	日本	国債 証券	第3 6 2 回利付 国債(10年)	150,000,000	99.28 148,926,000	99.68 149,530,500	1.39	0.10	2031.3.20
23	日本	国債 証券	第1 回利付国債 (30年)	117,000,000	120.25 140,694,840	120.51 141,007,230	1.31	2.80	2029.9.20
24	日本	国債 証券	第6 0 回利付国 債(30年)	137,000,000	101.41 138,937,180	101.85 139,541,350	1.29	0.90	2048.9.20
25	日本	国債 証券	第3 5 5 回利付 国債(10年)	139,000,000	100.03 139,050,040	100.28 139,403,100	1.29	0.10	2029.6.20

26	日本	国債証券	第167回利付 国債（20年）	139,000,000	98.84 137,398,720	99.38 138,142,370	1.28	0.50	2038.12.20
27	日本	国債証券	第161回利付 国債（20年）	133,000,000	101.42 134,893,920	102.07 135,758,420	1.26	0.60	2037.6.20
28	日本	国債証券	第168回利付 国債（20年）	139,000,000	97.05 134,899,500	97.58 135,643,150	1.26	0.40	2039.3.20
29	日本	国債証券	第354回利付 国債（10年）	132,000,000	100.10 132,138,600	100.38 132,509,520	1.23	0.10	2029.3.20
30	日本	国債証券	第359回利付 国債（10年）	130,000,000	99.67 129,571,000	100.00 130,000,000	1.21	0.10	2030.6.20

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2022年2月28日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	81.28
地方債証券	1.84
特殊債券	8.70
社債券	7.46
合計	99.28

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド

(1) 投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

(2022年2月28日現在)

資産の種類	国 / 地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	2,973	70.34
	イギリス	160	3.78
	フランス	149	3.53
	スイス	149	3.51
	カナダ	148	3.51
	ドイツ	101	2.39
	オランダ	82	1.94
	オーストラリア	82	1.94
	アイルランド	78	1.85
	デンマーク	35	0.84
	スウェーデン	27	0.65
	ジャージー	24	0.58
	バミューダ諸島	18	0.43
	イタリア	18	0.42
	シンガポール	16	0.38
	スペイン	16	0.37
	香港	14	0.33
	ベルギー	9	0.21
	フィンランド	5	0.12
	キュラソー	4	0.09
	イスラエル	3	0.08
	ルクセンブルク	2	0.06
	パナマ	2	0.06
	ノルウェー	2	0.04
	小計	4,119	97.44
投資証券	アメリカ	61	1.45
	オーストラリア	12	0.28
	イギリス	4	0.09
	香港	1	0.02
	小計	78	1.85
現金・預金・その他の資産 （負債差引後）	日本	30	0.71
合計（純資産総額）	-	4,227	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。)

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄（30銘柄）

（2022年2月28日現在）

	国／地域	種類	通貨	業 種	銘 柄 名	数量 (株)	簿価単価 (現地通貨) 簿価金額 (円)	時価単価 (現地通貨) 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	USドル	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	APPLE INC	11,572	168.88 225,816,980	164.85 220,428,287	5.22
2	アメリカ	株式	USドル	ソフトウェア・サービス	MICROSOFT CORP	4,994	295.00 170,231,726	297.31 171,564,727	4.06
3	アメリカ	株式	USドル	小売	AMAZON.COM INC	311	3,103.16 111,515,421	3,075.77 110,531,024	2.62
4	アメリカ	株式	USドル	メディア・娯楽	ALPHABET INC-CL A	243	2,710.52 76,107,742	2,689.19 75,508,824	1.79
5	アメリカ	株式	USドル	メディア・娯楽	ALPHABET INC-CL C	236	2,706.00 73,792,078	2,690.39 73,366,397	1.74
6	アメリカ	株式	USドル	自動車・自動車部品	TESLA, INC	624	875.76 63,145,098	809.87 58,394,218	1.38
7	アメリカ	株式	USドル	半導体・半導体製造装置	NVIDIA CORP	2,004	242.67 56,193,199	241.57 55,938,480	1.32
8	アメリカ	株式	USドル	ヘルスケア機器・サービス	UNITEDHEALTH GROUP INC	893	474.40 48,951,509	475.75 49,090,810	1.16
9	アメリカ	株式	USドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	JOHNSON & JOHNSON	2,272	165.60 43,474,901	166.00 43,579,913	1.03
10	アメリカ	株式	USドル	家庭用品・パーソナル用品	PROCTER & GAMBLE CO/THE	2,273	156.74 41,167,000	158.24 41,560,968	0.98
11	アメリカ	株式	USドル	銀行	BANK OF AMERICA CORP	7,311	47.42 40,059,754	45.02 38,032,267	0.90
12	アメリカ	株式	USドル	メディア・娯楽	META PLATFORMS INC	1,556	217.70 39,141,545	210.48 37,843,419	0.90
13	アメリカ	株式	USドル	ソフトウェア・サービス	VISA INC-CLASS A SHARES	1,456	225.37 37,917,228	219.27 36,890,160	0.87
14	アメリカ	株式	USドル	銀行	JPMORGAN CHASE & CO	2,153	152.49 37,936,332	147.97 36,811,850	0.87
15	アメリカ	株式	USドル	各種金融	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	968	314.28 35,152,972	319.24 35,707,760	0.84
16	アメリカ	株式	USドル	ソフトウェア・サービス	MASTERCARD INC-CLASS A	817	374.16 35,322,331	369.09 34,843,701	0.82
17	スイス	株式	スイスフラン	食品・飲料・タバコ	NESTLE SA-REG	2,297	117.30 33,642,041	118.50 33,986,205	0.80
18	アメリカ	株式	USドル	小売	HOME DEPOT INC	850	351.56 34,529,344	316.65 31,100,571	0.74
19	アメリカ	株式	USドル	エネルギー	EXXON MOBIL CORP	3,438	78.94 31,362,088	77.84 30,922,788	0.73
20	アメリカ	株式	USドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	ABBVIE INC	1,657	143.00 27,379,688	149.54 28,631,877	0.68
21	アメリカ	株式	USドル	食品・飲料・タバコ	PEPSICO INC	1,433	166.70 27,602,711	168.38 27,880,890	0.66
22	アメリカ	株式	USドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	438	561.19 28,402,330	549.83 27,827,391	0.66
23	アメリカ	株式	USドル	食品・飲料・タバコ	COCA-COLA CO/THE	3,830	60.68 26,854,328	62.85 27,814,676	0.66

24	アメリカ	株式	U S ドル	エネルギー	CHEVRON CORP	1,700	136.67 26,846,771	140.38 27,575,545	0.65
25	アメリカ	株式	U S ドル	メディア・娯楽	WALT DISNEY CO/THE	1,591	150.91 27,745,081	149.53 27,489,602	0.65
26	オランダ	株式	ユーロ	半導体・半導体製造装置	ASML HOLDING NV	342	559.70 24,757,926	589.10 26,058,414	0.62
27	スイス	株式	ス イ ス フ ラ ン	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	587	342.20 25,080,803	349.40 25,608,511	0.61
28	アメリカ	株式	U S ドル	食品・生活必需品小売り	COSTCO WHOLESALE CORP	418	506.56 24,466,797	517.49 24,994,715	0.59
29	アイルランド	株式	U S ドル	ソフトウェア・サービス	ACCENTURE PLC-CL A	669	326.13 25,210,811	322.51 24,930,974	0.59
30	アメリカ	株式	U S ドル	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	DANAHER CORP	749	271.50 23,497,496	279.25 24,168,235	0.57

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別及び業種別比率

（2022年2月28日現在）

種類	業 種	投 資 比 率（％）
株式	ソフトウェア・サービス	11.11
株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.72
株式	銀行	7.18
株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.67
株式	メディア・娯楽	6.31
株式	資本財	5.41
株式	半導体・半導体製造装置	5.33
株式	各種金融	5.25
株式	小売	4.96
株式	素材	4.64
株式	ヘルスケア機器・サービス	4.52
株式	エネルギー	4.44
株式	食品・飲料・タバコ	4.14
株式	自動車・自動車部品	2.77
株式	運輸	2.46
株式	保険	2.28
株式	公益事業	2.02
株式	家庭用品・パーソナル用品	1.98
株式	耐久消費財・アパレル	1.92
株式	消費者サービス	1.81
株式	食品・生活必需品小売り	1.39
株式	商業・専門サービス	1.01
株式	電気通信サービス	0.92
株式	不動産	0.22
	小計	97.44
投資証券	不動産	1.85
	合計	99.29

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種（種類）の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド

（１）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（2022年2月28日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（百万円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	1,097	47.67
	ドイツ	231	10.04
	イタリア	173	7.51
	フランス	133	5.76
	カナダ	117	5.10
	オーストラリア	108	4.71
	イギリス	82	3.56
	スペイン	69	2.99
	ベルギー	59	2.56
	オランダ	50	2.16
	オーストリア	37	1.60
	アイルランド	31	1.36
	中国	22	0.97
	フィンランド	20	0.86
	メキシコ	13	0.56
	シンガポール	13	0.55
	ポーランド	11	0.47
	イスラエル	10	0.44
	ノルウェー	6	0.28
	小計	2,281	99.14
現金・預金・その他の資産 （負債差引後）	日本	19	0.86
合計（純資産総額）	-	2,300	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ．評価額上位銘柄（３０銘柄）

（２０２２年２月２８日現在）

	国／地域	通貨	種類	銘柄名	券面総額 （現地通貨）	簿価単価 （現地通貨） 簿価金額 （円）	時価単価 （現地通貨） 時価金額 （円）	投資 比率 （％）	クー ポン （％）	償還日
1	アメリカ	ＵＳドル	国債 証券	US TREASURY N/B	3,650,000	101.63 428,644,008	101.65 428,742,858	18.64	2.38	2024.8.15
2	アメリカ	ＵＳドル	国債 証券	US TREASURY N/B	1,440,000	98.21 163,428,142	98.32 163,603,634	7.11	1.50	2026.8.15
3	アメリカ	ＵＳドル	国債 証券	US TREASURY N/B	1,120,000	105.16 136,104,177	105.33 136,326,611	5.93	2.88	2028.5.15
4	アメリカ	ＵＳドル	国債 証券	US TREASURY N/B	710,000	115.35 94,633,915	115.13 94,455,531	4.11	3.13	2048.5.15
5	カナダ	カナダドル	国債 証券	CANADA-GOV'T	1,030,000	99.80 93,050,900	99.71 92,971,743	4.04	1.50	2024.9.1
6	オーストラリア	オーストラリアドル	国債 証券	AUSTRALIAN GOVT.	1,040,000	105.62 91,118,487	105.46 90,985,754	3.96	5.50	2023.4.21
7	アメリカ	ＵＳドル	国債 証券	US TREASURY N/B	690,000	110.41 88,032,579	109.83 87,571,642	3.81	3.00	2042.5.15
8	アメリカ	ＵＳドル	国債 証券	US TREASURY N/B	500,000	134.98 77,987,222	134.76 77,860,839	3.38	4.63	2040.2.15
9	イギリス	イギリスポンド	国債 証券	UK TSY GILT	320,000	148.87 73,641,417	149.70 74,050,003	3.22	4.50	2042.12.7
10	イタリア	ユーロ	国債 証券	BTPS	360,000	141.58 65,923,045	143.32 66,733,231	2.90	5.00	2040.9.1
11	ドイツ	ユーロ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP	500,000	102.61 66,363,707	102.50 66,292,570	2.88	1.50	2023.5.15
12	アメリカ	ＵＳドル	国債 証券	US TREASURY N/B	540,000	100.82 62,913,724	100.82 62,911,287	2.73	2.00	2023.2.15
13	オランダ	ユーロ	国債 証券	NETHERLANDS GOVT	290,000	131.99 49,507,601	132.39 49,657,635	2.16	5.50	2028.1.15
14	ドイツ	ユーロ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP	350,000	102.54 46,422,454	102.84 46,557,355	2.02	0.50	2028.2.15
15	アメリカ	ＵＳドル	国債 証券	US TREASURY N/B	400,000	97.55 45,087,970	97.74 45,178,243	1.96	1.63	2029.8.15
16	フランス	ユーロ	国債 証券	FRANCE O.A.T.	230,000	144.66 43,034,043	144.41 42,959,970	1.87	3.25	2045.5.25
17	イタリア	ユーロ	国債 証券	BTPS	270,000	114.20 39,884,187	114.80 40,090,226	1.74	4.50	2026.3.1
18	ドイツ	ユーロ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP	320,000	95.40 39,488,640	95.61 39,573,901	1.72	0.00	2035.5.15
19	ドイツ	ユーロ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP	300,000	98.18 38,096,579	98.64 38,274,292	1.66	0.00	2031.2.15
20	フランス	ユーロ	国債 証券	FRANCE O.A.T.	230,000	107.88 32,094,440	108.38 32,242,437	1.40	1.50	2031.5.25
21	アイルランド	ユーロ	国債 証券	IRISH GOVT	210,000	115.21 31,293,463	115.16 31,280,187	1.36	2.40	2030.5.15
22	スペイン	ユーロ	国債 証券	SPANISH GOV'T	160,000	133.37 27,601,569	135.36 28,013,895	1.22	3.45	2066.7.30
23	ベルギー	ユーロ	国債 証券	BELGIAN 0333	170,000	126.22 27,754,672	126.11 27,730,419	1.21	3.00	2034.6.22
24	イタリア	ユーロ	国債 証券	BTPS	160,000	128.84 26,662,664	129.77 26,855,122	1.17	6.50	2027.11.1

25	フランス	ユーロ	国債証券	FRANCE O.A.T.	190,000	101.73 24,999,986	101.90 25,041,861	1.09	0.50	2025.5.25
26	イタリア	ユーロ	国債証券	BTPS	140,000	136.14 24,651,686	137.51 24,899,760	1.08	6.00	2031.5.1
27	ドイツ	ユーロ	国債証券	DEUTSCHLAND REP	155,000	120.65 24,188,752	121.16 24,289,993	1.06	1.25	2048.8.15
28	フランス	ユーロ	国債証券	FRANCE O.A.T.	180,000	102.47 23,856,245	102.89 23,955,190	1.04	0.75	2028.5.25
29	スペイン	ユーロ	国債証券	SPANISH GOV'T	170,000	105.59 23,218,887	105.45 23,186,816	1.01	5.40	2023.1.31
30	中国	オフショア ン	国債証券	CHINA GOVT BOND	1,200,000	101.38 22,237,125	101.42 22,245,021	0.97	3.02	2031.5.27

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ロ．投資有価証券の種類別比率

（2022年2月28日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	99.14
合計	99.14

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考）運用実績

青のライフキャンパス・ファンド（標準型）

（2022年2月28日現在）

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は収益分配金（税引前）を再投資したものとみなして計算したものです。

※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。

分配の推移(1万口当たり、税引き前)

2022年2月	50円
2021年2月	1,170円
2020年2月	590円
2019年2月	0円
2018年2月	950円
設定来累計	4,900円

主要な資産の状況

●組入上位銘柄

国内株式マザーファンド	銘柄名(銘柄数 64)		業種	比率
	トヨタ自動車		輸送用機器	1.5%
国内債券マザーファンド	銘柄名(銘柄数 93)		償還年月日	比率
	第344回利付国債(10年)		2026/9/20	1.2%
外国株式マザーファンド	銘柄名(銘柄数 株式 424 投資証券 14)		国	業種
	APPLE INC		アメリカ	テクノロジー・ソフトウェア
外国債券マザーファンド	銘柄名(銘柄数 40)		国	償還年月日
	MICROSOFT CORP		アメリカ	ソフトウェア・サービス
外国債券マザーファンド	銘柄名(銘柄数 40)		国	償還年月日
	US TREASURY N/B 2.375		アメリカ	2024/8/15
外国債券マザーファンド	銘柄名(銘柄数 40)		国	償還年月日
	US TREASURY N/B 1.5		アメリカ	2026/8/15

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

●投資比率

国内株式	31.6%
国内債券	37.4%
外国株式	14.8%
外国債券	11.6%
現金・預金等	4.6%
合計	100.0%

※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

※外国株式には、投資証券を含みます。

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2022年は年初から2月末までの収益率を表示しています。

◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）

（2022年2月28日現在）

基準価額・純資産の推移



※分配金再投資基準価額は収益分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算したものです。

※基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後の値です。

分配の推移(1万口当たり、税引き前)

2022年2月	50円
2021年2月	1,580円
2020年2月	460円
2019年2月	0円
2018年2月	1,440円
設定来累計	5,270円

主要な資産の状況

●組入上位銘柄

④組入上位銘柄					
国内株式マザーファンド	銘柄名(銘柄数 64)		業種	比率	
	トヨタ自動車		輸送用機器	2.0%	
	伊藤忠商事		卸売業	1.5%	
	信越化学工業		化学	1.4%	
	ソニーグループ		電気機器	1.3%	
国内債券マザーファンド	銘柄名(銘柄数 93)		償還年月日	比率	
	第344回利付国債(10年)		2026/9/20	0.7%	
	第352回利付国債(10年)		2028/9/20	0.6%	
外国株式マザーファンド	銘柄名(銘柄数 株式 424 投資証券 14)		国	業種	比率
	APPLE INC		アメリカ	テクノロジー・ソフトウェア・サービス	0.9%
	MICROSOFT CORP		アメリカ	ソフトウェア・サービス	0.7%
外国債券マザーファンド	銘柄名(銘柄数 40)		国	償還年月日	比率
	US TREASURY N/B 2.375		アメリカ	2024/8/15	2.6%
	US TREASURY N/R 1.5		アメリカ	2026/8/15	1.0%

※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

●投資比率

国内株式	42.2%
国内債券	22.5%
外国株式	16.7%
外国債券	13.6%
現金・預金等	5.0%
合計	100.0%

※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率です。

※外国株式には、投資証券を含みます。

※比率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※ファンドの収益率は分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2022年は年初から2月末までの収益率を表示しています。

◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの購入申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ行うものとします。購入申込は、毎営業日に販売会社で受付けます。購入申込の受付けは、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付けとなります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

申込方法には、収益の分配時に収益分配金を受取る「一般コース」と、収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動継続投資コース」があります。販売会社によりお取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますのでご注意ください。

「自動継続投資コース」を選択された場合には、販売会社との間で「自動継続投資契約^{*}」を締結していただきます。

^{*}これと異なる名称で同一の権利義務関係を規定した契約を含むものとします。

受益権の購入価額（発行価格）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

ファンドの購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託会社の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該購入申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料につきましては、前述「第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料」をご参照ください。

購入申込者は、購入代金を払込期日までにお申込みの販売会社に支払うものとします。払込期日につきましては、販売会社までお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた購入申込の受付けを取消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって委託会社に換金申込を行うことができます。換金申込の受付けは、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付けとなります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付けを取消すことができます。なお、換金申込の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った前日および当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとしての規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

ファンドの主な投資対象

マザーファンド：原則としてファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主な投資対象

- ・国内株式：原則として基準価額計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
- ・外国株式：原則として金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。
- ・公 社 債：a．上場銘柄

原則として、金融商品取引所の計算日における最終相場により評価します。

計算日に最終相場がない場合には計算日の気配相場により評価します。

b．非上場銘柄

原則として、以下のいずれかから入手した価額で評価します。

- ・日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場は除く。）
- ・価格情報会社の提供する価額

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法により評価することができます。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

基準価額につきましては、下記においてもご照会いただけます。

T & Dアセットマネジメント株式会社

電話番号 03-6722-4810（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

インターネットホームページ <https://www.tdasasset.co.jp/>

(2)【保管】

ありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は原則無期限ですが、後述「(5) その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年2月16日から翌年2月15日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

a．ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- (2) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- (3) 委託会社は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対し書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (4) (3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (5) (4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、(1)、(2)の信託契約の解約をしません。
- (6) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (7) (4)から(6)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「信託約款の変更d」に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、aの信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいます。

関係法人との契約の更改に関する手続き

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱いに関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（<https://www.tdasst.co.jp/>）に掲載します。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用に係る報告等開示方法

毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。

（１）収益分配金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において換金が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

上記に関わらず自動継続投資コースを選択した受益者に対しては、分配金は税引後無手数料で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（２）償還金の請求権

受益者は、ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で購入代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として購入申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金申込を販売会社を通じて委託会社に申込みすることができます。権利行使の方法等については、前述「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しており、金額は円単位で表示しております。
- 2．当ファンドは、第22期計算期間（2021年2月16日から2022年2月15日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【青のライフキャンパス・ファンド（標準型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第21期 （2021年2月15日現在）	第22期 （2022年2月15日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	237,845,957	67,505,414
親投資信託受益証券	1,430,781,241	1,604,302,148
流動資産合計	1,668,627,198	1,671,807,562
資産合計	1,668,627,198	1,671,807,562
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	172,799,255	8,218,870
未払受託者報酬	687,837	760,509
未払委託者報酬	9,629,573	10,647,153
未払利息	337	89
その他未払費用	137,506	152,043
流動負債合計	183,254,508	19,778,664
負債合計	183,254,508	19,778,664
純資産の部		
元本等		
元本	1,476,916,715	1,643,774,084
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	8,455,975	8,254,814
（分配準備積立金）	15,267,270	12,956,806
元本等合計	1,485,372,690	1,652,028,898
純資産合計	1,485,372,690	1,652,028,898
負債純資産合計	1,668,627,198	1,671,807,562

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第21期 (自 2020年2月18日 至 2021年2月15日)	第22期 (自 2021年2月16日 至 2022年2月15日)
営業収益		
受取利息	-	277
有価証券売買等損益	208,555,190	29,520,907
営業収益合計	208,555,190	29,521,184
営業費用		
支払利息	30,398	25,369
受託者報酬	1,312,737	1,480,788
委託者報酬	18,378,138	20,731,004
その他費用	262,461	296,036
営業費用合計	19,983,734	22,533,197
営業利益	188,571,456	6,987,987
経常利益	188,571,456	6,987,987
当期純利益	188,571,456	6,987,987
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	508,764	853,810
期首剰余金又は期首欠損金 ()	6,732,691	8,455,975
剰余金増加額又は欠損金減少額	148,444	2,024,595
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	148,444	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	2,024,595
剰余金減少額又は欠損金増加額	223,215	141,063
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	141,063
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	223,215	-
分配金	172,799,255	8,218,870
期末剰余金又は期末欠損金 ()	8,455,975	8,254,814

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第21期 (2021年2月15日現在)	第22期 (2022年2月15日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 1,476,916,715口	1 計算期間の末日における受益権の総数 1,643,774,084口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0057円 (1万口当たり純資産額 10,057円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0050円 (1万口当たり純資産額 10,050円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	期 別 第21期 (自 2020年2月18日 至 2021年2月15日)	第22期 (自 2021年2月16日 至 2022年2月15日)
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益(0円)、費用控除後有価証券売買等損益(188,066,525円)、収益調整金(4,135,285円)、及び分配準備積立金(0円)より、分配対象収益は192,201,810円(1万口当たり1,301円)であり、うち172,799,255円(1万口当たり1,170円)を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後配当等収益(0円)、費用控除後有価証券売買等損益(6,129,452円)、収益調整金(6,547,984円)、及び分配準備積立金(15,046,224円)より、分配対象収益は27,723,660円(1万口当たり168円)であり、うち8,218,870円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第21期 （自 2020年2月18日 至 2021年2月15日）	第22期 （自 2021年2月16日 至 2022年2月15日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第21期 (2021年2月15日現在)	第22期 (2022年2月15日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第21期 (自 2020年2月18日 至 2021年2月15日)	第22期 (自 2021年2月16日 至 2022年2月15日)
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

期 別 項 目	第21期 (自 2020年2月18日 至 2021年2月15日)	第22期 (自 2021年2月16日 至 2022年2月15日)
期首元本額	1,406,987,220 円	1,476,916,715 円
期中追加設定元本額	100,118,841 円	190,702,485 円
期中一部解約元本額	30,189,346 円	23,845,116 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第21期（自 2020年2月18日 至 2021年2月15日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	176,582,875 円
合計	176,582,875 円

第22期（自 2021年2月16日 至 2022年2月15日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	14,273,804 円
合計	14,273,804 円

3 デリバティブ取引関係

第21期（自 2020年2月18日 至 2021年2月15日）

該当事項はありません。

第22期（自 2021年2月16日 至 2022年2月15日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

a . 株式

該当事項はありません。

b . 株式以外の有価証券

（2022年2月15日現在）

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	343,681,404	545,181,811	
	国内債券マザーファンド	433,821,619	617,631,838	
	外国株式マザーファンド	69,251,546	249,499,469	
	外国債券マザーファンド	65,700,168	191,989,030	
合計		912,454,737	1,604,302,148	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第21期 (2021年2月15日現在)	第22期 (2022年2月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	314,687,937	70,568,318
親投資信託受益証券	1,454,926,710	1,696,411,076
流動資産合計	1,769,614,647	1,766,979,394
資産合計	1,769,614,647	1,766,979,394
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	238,420,310	8,654,134
未払解約金	-	294
未払受託者報酬	714,919	809,547
未払委託者報酬	10,008,785	11,333,640
未払利息	446	93
その他未払費用	142,914	161,848
流動負債合計	249,287,374	20,959,556
負債合計	249,287,374	20,959,556
純資産の部		
元本等		
元本	1,508,989,310	1,730,826,907
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	11,337,963	15,192,931
（分配準備積立金）	90,121,960	90,415,224
元本等合計	1,520,327,273	1,746,019,838
純資産合計	1,520,327,273	1,746,019,838
負債純資産合計	1,769,614,647	1,766,979,394

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第21期 （自 2020年2月18日 至 2021年2月15日）	第22期 （自 2021年2月16日 至 2022年2月15日）
営業収益		
受取利息	-	297
有価証券売買等損益	280,139,275	34,484,366
営業収益合計	280,139,275	34,484,663
営業費用		
支払利息	31,926	27,332
受託者報酬	1,344,898	1,569,378
委託者報酬	18,828,441	21,971,173
その他費用	268,871	313,755
営業費用合計	20,474,136	23,881,638
営業利益	259,665,139	10,603,025
経常利益	259,665,139	10,603,025
当期純利益	259,665,139	10,603,025
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	391,877	514,800
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	9,652,755	11,337,963
剰余金増加額又は欠損金減少額	137,766	2,586,779
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	66,858	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	70,908	2,586,779
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	165,902
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	165,902
分配金	238,420,310	8,654,134
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	11,337,963	15,192,931

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

第21期 (2021年2月15日現在)	第22期 (2022年2月15日現在)
1 計算期間の末日における受益権の総数 1,508,989,310口	1 計算期間の末日における受益権の総数 1,730,826,907口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0075円 (1万口当たり純資産額 10,075円)	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.0088円 (1万口当たり純資産額 10,088円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期 別 項 目	第21期 (自 2020年2月18日 至 2021年2月15日)	第22期 (自 2021年2月16日 至 2022年2月15日)
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当等収益(0円)、費用控除後有価証券売買等損益(259,276,776円)、収益調整金(40,023,512円)、及び分配準備積立金(69,265,494円)より、分配対象収益は368,565,782円(1万口当たり2,442円)であり、うち238,420,310円(1万口当たり1,580円)を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後配当等収益(0円)、費用控除後有価証券売買等損益(10,083,711円)、収益調整金(60,292,127円)、及び分配準備積立金(88,985,647円)より、分配対象収益は159,361,485円(1万口当たり920円)であり、うち8,654,134円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第21期 （自 2020年2月18日 至 2021年2月15日）	第22期 （自 2021年2月16日 至 2022年2月15日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	金融商品の内容は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	委託会社において、運用部門は定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析、格付のモニタリング等により管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	第21期 (2021年2月15日現在)	第22期 (2022年2月15日現在)
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第21期 (自 2020年2月18日 至 2021年2月15日)	第22期 (自 2021年2月16日 至 2022年2月15日)
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

期 別 項 目	第21期 (自 2020年2月18日 至 2021年2月15日)	第22期 (自 2021年2月16日 至 2022年2月15日)
期首元本額	1,442,094,385 円	1,508,989,310 円
期中追加設定元本額	76,824,036 円	243,674,900 円
期中一部解約元本額	9,929,111 円	21,837,303 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

第21期（自 2020年2月18日 至 2021年2月15日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	234,202,221 円
合計	234,202,221 円

第22期（自 2021年2月16日 至 2022年2月15日）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	17,674,348 円
合計	17,674,348 円

3 デリバティブ取引関係

第21期（自 2020年2月18日 至 2021年2月15日）

該当事項はありません。

第22期（自 2021年2月16日 至 2022年2月15日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

a . 株式

該当事項はありません。

b . 株式以外の有価証券

（2022年2月15日現在）

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	483,376,573	766,780,257	
	国内債券マザーファンド	275,392,927	392,076,910	
	外国株式マザーファンド	82,931,878	298,786,970	
	外国債券マザーファンド	81,707,939	238,766,939	
合計		923,409,317	1,696,411,076	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは「国内株式マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「外国株式マザーファンド」、及び「外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

（１）貸借対照表

国内株式マザーファンド

（単位：円）

科 目	対象年月日	（ 2021年2月15日現在 ）	（ 2022年2月15日現在 ）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		15,403,786	158,201,593
株式		7,929,635,660	7,487,542,440
未収入金		-	99,140,408
未収配当金		8,937,600	13,818,300
流動資産合計		7,953,977,046	7,758,702,741
資産合計		7,953,977,046	7,758,702,741
負債の部			
流動負債			
未払金		-	98,692,692
未払利息		21	209
流動負債合計		21	98,692,901
負債合計		21	98,692,901
純資産の部			
元本等			
元本		4,849,320,777	4,828,898,254
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		3,104,656,248	2,831,111,586
元本等合計		7,953,977,025	7,660,009,840
純資産合計		7,953,977,025	7,660,009,840
負債純資産合計		7,953,977,046	7,758,702,741

国内債券マザーファンド

（単位：円）

科 目	対象年月日	（2021年2月15日現在）	（2022年2月15日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		46,667,275	85,676,167
国債証券		8,447,601,440	8,714,233,320
地方債証券		-	197,541,000
特殊債券		1,526,805,388	937,227,731
社債券		807,580,119	803,963,000
未収利息		13,031,205	11,399,817
前払費用		728,487	1,390,203
流動資産合計		10,842,413,914	10,751,431,238
資産合計		10,842,413,914	10,751,431,238
負債の部			
流動負債			
未払利息		66	113
流動負債合計		66	113
負債合計		66	113
純資産の部			
元本等			
元本		7,527,586,446	7,551,992,916
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		3,314,827,402	3,199,438,209
元本等合計		10,842,413,848	10,751,431,125
純資産合計		10,842,413,848	10,751,431,125
負債純資産合計		10,842,413,914	10,751,431,238

外国株式マザーファンド

（単位：円）

科 目	対象年月日	（2021年2月15日現在）	（2022年2月15日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		13,097,471	9,485,685
コール・ローン		32,045,335	17,148,850
株式		5,304,863,603	4,163,200,729
投資証券		75,460,183	76,725,411
未収入金		15,047,870	-
未収配当金		3,367,713	3,433,767
流動資産合計		5,443,882,175	4,269,994,442
資産合計		5,443,882,175	4,269,994,442
負債の部			
流動負債			
未払金		15,080,281	-
未払利息		45	22
流動負債合計		15,080,326	22
負債合計		15,080,326	22
純資産の部			
元本等			
元本		1,811,313,692	1,185,196,140
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		3,617,488,157	3,084,798,280
元本等合計		5,428,801,849	4,269,994,420
純資産合計		5,428,801,849	4,269,994,420
負債純資産合計		5,443,882,175	4,269,994,442

外国債券マザーファンド

（単位：円）

科 目	対象年月日	（2021年2月15日現在）	（2022年2月15日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		148,257	306,816
コール・ローン		6,957,125	5,175,478
国債証券		2,699,673,691	2,275,428,661
未収入金		-	107,256,560
未収利息		21,863,650	18,233,565
前払費用		3,206,584	3,913,278
流動資産合計		2,731,849,307	2,410,314,358
資産合計		2,731,849,307	2,410,314,358
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	1,800
未払金		-	107,639,519
未払利息		9	6
流動負債合計		9	107,641,325
負債合計		9	107,641,325
純資産の部			
元本等			
元本		943,716,387	787,990,601
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,788,132,911	1,514,682,432
元本等合計		2,731,849,298	2,302,673,033
純資産合計		2,731,849,298	2,302,673,033
負債純資産合計		2,731,849,307	2,410,314,358

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1)株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場又は気配相場）で評価しております。 (2)国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、市場価額のあるものについてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、金融商品取引所に上場されていないものについては、以下のいずれかから入手した価額で評価しております。 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）値段 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない） 価額情報会社の提供する価額 なお、買付にかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む。）で価格変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利益を害しないと投資信託委託会社が判断した場合には、当該方式によって評価しております。 (3)為替予約 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨 への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1)受取配当金 国内有価証券については、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 外国有価証券については、原則として配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には、入金日基準で計上しております。 (2)有価証券売買等損益、為替差損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

（ 2021年2月15日現在 ）	（ 2022年2月15日現在 ）
1 計算期間の末日における受益権の総数 国内株式マザーファンド 4,849,320,777口 国内債券マザーファンド 7,527,586,446口 外国株式マザーファンド 1,811,313,692口 外国債券マザーファンド 943,716,387口	1 計算期間の末日における受益権の総数 国内株式マザーファンド 4,828,898,254口 国内債券マザーファンド 7,551,992,916口 外国株式マザーファンド 1,185,196,140口 外国債券マザーファンド 787,990,601口
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 国内株式マザーファンド 1口当たり純資産額 1.6402円 （1万口当たり純資産額 16,402円） 国内債券マザーファンド 1口当たり純資産額 1.4404円 （1万口当たり純資産額 14,404円） 外国株式マザーファンド 1口当たり純資産額 2.9972円 （1万口当たり純資産額 29,972円） 外国債券マザーファンド 1口当たり純資産額 2.8948円 （1万口当たり純資産額 28,948円）	2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 国内株式マザーファンド 1口当たり純資産額 1.5863円 （1万口当たり純資産額 15,863円） 国内債券マザーファンド 1口当たり純資産額 1.4237円 （1万口当たり純資産額 14,237円） 外国株式マザーファンド 1口当たり純資産額 3.6028円 （1万口当たり純資産額 36,028円） 外国債券マザーファンド 1口当たり純資産額 2.9222円 （1万口当たり純資産額 29,222円）

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	対象年月日	（ 2021年2月15日現在 ）	（ 2022年2月15日現在 ）
国内株式マザーファンド			
期首元本額		6,469,596,867 円	4,849,320,777 円
期中追加設定元本額		860,338,000 円	531,562,765 円
期中一部解約元本額		2,480,614,090 円	551,985,288 円
期末元本額		4,849,320,777 円	4,828,898,254 円
元本の内訳 *			
青のライフキャンバス・ファンド （標準型）		292,026,483 円	343,681,404 円
赤のライフキャンバス・ファンド （積極型）		396,846,376 円	483,376,573 円
T & D国内株式オープン S A （適格機関投資家専用）		4,160,447,918 円	4,001,840,277 円
合計		4,849,320,777 円	4,828,898,254 円
国内債券マザーファンド			
期首元本額		7,036,534,770 円	7,527,586,446 円
期中追加設定元本額		1,705,730,917 円	748,564,084 円
期中一部解約元本額		1,214,679,241 円	724,157,614 円
期末元本額		7,527,586,446 円	7,551,992,916 円
元本の内訳 *			
青のライフキャンバス・ファンド （標準型）		348,499,311 円	433,821,619 円
赤のライフキャンバス・ファンド （積極型）		180,995,607 円	275,392,927 円
T & D国内債券オープン （非課税適格機関投資家専用）		2,554,054,440 円	2,365,895,463 円

T & D 国内債券オープン S A （適格機関投資家専用）	4,444,037,088 円	4,476,882,907 円
合計	7,527,586,446 円	7,551,992,916 円
外国株式マザーファンド		
期首元本額	1,473,507,825 円	1,811,313,692 円
期中追加設定元本額	912,248,120 円	21,311,201 円
期中一部解約元本額	574,442,253 円	647,428,753 円
期末元本額	1,811,313,692 円	1,185,196,140 円
元本の内訳 *		
青のライフキャンパス・ファンド （標準型）	85,842,617 円	69,251,546 円
赤のライフキャンパス・ファンド （積極型）	102,520,774 円	82,931,878 円
T & D 外国株オープン （非課税適格機関投資家専用）	252,721,212 円	- 円
T & D 外国株式オープン S A （適格機関投資家専用）	1,370,229,089 円	1,033,012,716 円
合計	1,811,313,692 円	1,185,196,140 円
外国債券マザーファンド		
期首元本額	1,122,379,995 円	943,716,387 円
期中追加設定元本額	247,951,152 円	81,968,640 円
期中一部解約元本額	426,614,760 円	237,694,426 円
期末元本額	943,716,387 円	787,990,601 円
元本の内訳 *		
青のライフキャンパス・ファンド （標準型）	66,510,124 円	65,700,168 円
赤のライフキャンパス・ファンド （積極型）	81,538,604 円	81,707,939 円
T & D 外国債券オープン （非課税適格機関投資家専用）	141,613,865 円	- 円
T & D 外国債券オープン S A （適格機関投資家専用）	654,053,794 円	640,582,494 円
合計	943,716,387 円	787,990,601 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

（自 2020年2月18日 至 2021年2月15日）

種類		貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式		13,234,499,263 円	2,895,870,334 円
	内 国内株式マザーファンド	7,929,635,660 円	1,782,759,378 円
	内 外国株式マザーファンド	5,304,863,603 円	1,113,110,956 円
国債証券		11,147,275,131 円	147,444,796 円
	内 国内債券マザーファンド	8,447,601,440 円	142,939,100 円
	内 外国債券マザーファンド	2,699,673,691 円	4,505,696 円
特殊債券	内 国内債券マザーファンド	1,526,805,388 円	7,337,389 円
社債券	内 国内債券マザーファンド	807,580,119 円	1,809,000 円
投資証券	内 外国株式マザーファンド	75,460,183 円	2,540,034 円
合計		26,791,620,084 円	2,741,819,183 円

（自 2021年2月16日 至 2022年2月15日）

種類		貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式		11,650,743,169 円	610,669,489 円
	内 国内株式マザーファンド	7,487,542,440 円	136,459,328 円
	内 外国株式マザーファンド	4,163,200,729 円	474,210,161 円
国債証券		10,989,661,981 円	308,897,497 円
	内 国内債券マザーファンド	8,714,233,320 円	162,622,480 円
	内 外国債券マザーファンド	2,275,428,661 円	146,275,017 円
地方債証券	内 国内債券マザーファンド	197,541,000 円	2,634,000 円
特殊債券	内 国内債券マザーファンド	937,227,731 円	8,186,683 円
社債券	内 国内債券マザーファンド	803,963,000 円	3,493,000 円
投資証券	内 外国株式マザーファンド	76,725,411 円	8,725,370 円
合計		24,655,862,292 円	296,183,679 円

3 デリバティブ取引関係

（自 2020年2月18日 至 2021年2月15日）

該当事項はありません。

（自 2021年2月16日 至 2022年2月15日）

取引の状況に関する事項

1 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。
2 取引に対する取組みと利用目的	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、外貨建有価証券の買付代金等の実需に対応する取引に限定しております。
3 取引に係るリスクの内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替変動に係るリスクがあります。
4 取引に係るリスクの管理体制	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行っております。
5 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

通貨関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買 建 USドル	814,617	-	812,817	1,800
合 計		814,617	-	812,817	1,800

（注）1 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値を用いて評価しております。

2 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（3）附属明細表

国内株式マザーファンド

有価証券明細表

a . 株式

（2022年2月15日現在）

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	

I N P E X	81,300	1,178.00	95,771,400	
ショーボンドホールディングス	27,700	5,140.00	142,378,000	
住友林業	55,600	2,281.00	126,823,600	
エクシオグループ	30,700	2,409.00	73,956,300	
アサヒグループホールディングス	7,500	4,873.00	36,547,500	
味の素	27,900	3,263.00	91,037,700	
東洋水産	21,400	4,960.00	106,144,000	
セーレン	56,800	2,164.00	122,915,200	
昭和電工	48,600	2,270.00	110,322,000	
クレハ	13,600	9,180.00	124,848,000	
信越化学工業	13,500	18,000.00	243,000,000	
J S R	45,100	3,585.00	161,683,500	
ニフコ	10,800	3,525.00	38,070,000	
アステラス製薬	67,000	1,971.50	132,090,500	
中外製薬	9,600	3,961.00	38,025,600	
小野薬品工業	37,900	2,860.00	108,394,000	
第一三共	6,100	2,380.00	14,518,000	
日本製鋼所	32,200	3,490.00	112,378,000	
S M C	1,900	65,420.00	124,298,000	
小松製作所	43,300	2,717.00	117,646,100	
荏原製作所	17,600	5,650.00	99,440,000	
ダイキン工業	2,700	21,505.00	58,063,500	
オルガノ	10,900	7,700.00	83,930,000	
イビデン	13,500	5,650.00	76,275,000	
ミネベアミツミ	52,000	2,559.00	133,068,000	
日立製作所	29,200	5,751.00	167,929,200	
日本電産	16,300	10,115.00	164,874,500	
ルネサスエレクトロニクス	102,300	1,391.00	142,299,300	
ソニーグループ	25,300	12,210.00	308,913,000	
T D K	24,900	4,510.00	112,299,000	
キーエンス	2,600	57,590.00	149,734,000	
新光電気工業	13,500	4,895.00	66,082,500	
デンソー	21,600	8,409.00	181,634,400	
日産自動車	223,500	606.40	135,530,400	
トヨタ自動車	162,200	2,153.50	349,297,700	
スズキ	17,900	4,842.00	86,671,800	
島津製作所	17,500	4,175.00	73,062,500	
オリンパス	39,800	2,169.50	86,346,100	
H O Y A	9,700	15,300.00	148,410,000	
任天堂	2,600	57,420.00	149,292,000	
テクマトリックス	34,600	1,619.00	56,017,400	
野村総合研究所	24,600	3,935.00	96,801,000	
Zホールディングス	46,400	563.80	26,160,320	
伊藤忠テクノソリューションズ	18,000	2,963.00	53,334,000	
日本電信電話	60,900	3,285.00	200,056,500	

スクウェア・エニックス・ホールディングス	16,400	5,670.00	92,988,000	
伊藤忠商事	68,900	3,794.00	261,406,600	
三菱商事	47,300	3,964.00	187,497,200	
ジンズホールディングス	11,500	6,620.00	76,130,000	
Z O Z O	2,300	3,185.00	7,325,500	
セブン&アイ・ホールディングス	26,900	5,832.00	156,880,800	
良品計画	40,200	1,739.00	69,907,800	
ニトリホールディングス	5,500	16,670.00	91,685,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	298,700	734.10	219,275,670	
三井住友フィナンシャルグループ	20,200	4,310.00	87,062,000	
第一生命ホールディングス	59,400	2,594.00	154,083,600	
オリックス	59,500	2,363.50	140,628,250	
三井不動産	50,800	2,573.00	130,708,400	
エス・エム・エス	15,200	3,230.00	49,096,000	
エン・ジャパン	35,100	2,875.00	100,912,500	
シグマクシス・ホールディングス	14,100	2,090.00	29,469,000	
リクルートホールディングス	22,100	5,046.00	111,516,600	
建設技術研究所	26,600	2,320.00	61,712,000	
ダイセキ	29,400	4,520.00	132,888,000	
合計	2,478,700		7,487,542,440	

b．株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

国内債券マザーファンド

有価証券明細表

a . 株式

該当事項はありません。

b . 株式以外の有価証券

(2022年2月15日現在)

種類	銘柄	額面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	第 4 1 3 回利付国債（ 2 年 ）	40,000,000	40,021,200	
	第 4 1 4 回利付国債（ 2 年 ）	130,000,000	130,088,400	
	第 4 2 3 回利付国債（ 2 年 ）	230,000,000	230,204,700	
	第 1 3 5 回利付国債（ 5 年 ）	200,000,000	200,380,000	
	第 1 3 6 回利付国債（ 5 年 ）	283,000,000	283,642,410	
	第 1 3 7 回利付国債（ 5 年 ）	251,000,000	251,637,540	
	第 1 3 8 回利付国債（ 5 年 ）	200,000,000	200,534,000	
	第 1 3 9 回利付国債（ 5 年 ）	250,000,000	250,705,000	
	第 1 4 0 回利付国債（ 5 年 ）	100,000,000	100,292,000	
	第 1 4 3 回利付国債（ 5 年 ）	116,000,000	116,375,840	
	第 1 4 4 回利付国債（ 5 年 ）	120,000,000	120,399,600	
	第 1 4 5 回利付国債（ 5 年 ）	180,000,000	180,613,800	
	第 5 回利付国債（ 4 0 年 ）	34,000,000	44,054,140	
	第 6 回利付国債（ 4 0 年 ）	40,000,000	51,017,600	
	第 8 回利付国債（ 4 0 年 ）	85,000,000	97,449,950	
	第 1 1 回利付国債（ 4 0 年 ）	20,000,000	19,428,600	
	第 1 3 回利付国債（ 4 0 年 ）	50,000,000	43,585,000	
	第 1 4 回利付国債（ 4 0 年 ）	60,000,000	55,803,600	
	第 3 3 9 回利付国債（ 1 0 年 ）	6,000,000	6,080,100	
	第 3 4 2 回利付国債（ 1 0 年 ）	100,000,000	100,347,000	
	第 3 4 4 回利付国債（ 1 0 年 ）	350,000,000	351,120,000	
	第 3 4 6 回利付国債（ 1 0 年 ）	176,000,000	176,491,040	
	第 3 4 7 回利付国債（ 1 0 年 ）	120,000,000	120,319,200	
	第 3 4 8 回利付国債（ 1 0 年 ）	50,000,000	50,125,000	
	第 3 4 9 回利付国債（ 1 0 年 ）	200,000,000	200,464,000	
	第 3 5 0 回利付国債（ 1 0 年 ）	70,000,000	70,148,400	
	第 3 5 1 回利付国債（ 1 0 年 ）	215,000,000	215,406,350	
	第 3 5 2 回利付国債（ 1 0 年 ）	300,000,000	300,489,000	
	第 3 5 3 回利付国債（ 1 0 年 ）	61,000,000	61,082,960	
	第 3 5 4 回利付国債（ 1 0 年 ）	132,000,000	132,138,600	
	第 3 5 5 回利付国債（ 1 0 年 ）	139,000,000	139,050,040	
	第 3 5 6 回利付国債（ 1 0 年 ）	217,000,000	216,835,080	
	第 3 5 7 回利付国債（ 1 0 年 ）	48,000,000	47,925,120	
	第 3 5 8 回利付国債（ 1 0 年 ）	150,000,000	149,638,500	
	第 3 5 9 回利付国債（ 1 0 年 ）	130,000,000	129,571,000	
	第 3 6 2 回利付国債（ 1 0 年 ）	150,000,000	148,926,000	
	第 3 6 3 回利付国債（ 1 0 年 ）	205,000,000	203,306,700	
	第 3 6 4 回利付国債（ 1 0 年 ）	180,000,000	178,304,400	

	第 1 回利付国債（ 3 0 年）	117,000,000	140,694,840	
	第 3 7 回利付国債（ 3 0 年）	100,000,000	123,036,000	
	第 5 0 回利付国債（ 3 0 年）	57,000,000	57,288,990	
	第 5 2 回利付国債（ 3 0 年）	20,000,000	18,709,200	
	第 5 5 回利付国債（ 3 0 年）	85,000,000	84,909,900	
	第 5 6 回利付国債（ 3 0 年）	98,000,000	97,688,360	
	第 5 8 回利付国債（ 3 0 年）	76,000,000	75,510,560	
	第 5 9 回利付国債（ 3 0 年）	81,000,000	78,469,560	
	第 6 0 回利付国債（ 3 0 年）	137,000,000	138,937,180	
	第 6 1 回利付国債（ 3 0 年）	132,000,000	127,254,600	
	第 6 2 回利付国債（ 3 0 年）	105,000,000	95,957,400	
	第 6 5 回利付国債（ 3 0 年）	90,000,000	79,538,400	
	第 6 8 回利付国債（ 3 0 年）	80,000,000	74,457,600	
	第 7 1 回利付国債（ 3 0 年）	20,000,000	19,093,600	
	第 1 4 4 回利付国債（ 2 0 年）	80,000,000	90,544,000	
	第 1 5 2 回利付国債（ 2 0 年）	25,000,000	27,573,000	
	第 1 5 3 回利付国債（ 2 0 年）	245,000,000	273,442,050	
	第 1 5 5 回利付国債（ 2 0 年）	111,000,000	119,499,270	
	第 1 5 7 回利付国債（ 2 0 年）	58,000,000	55,971,160	
	第 1 5 8 回利付国債（ 2 0 年）	72,000,000	72,344,160	
	第 1 6 1 回利付国債（ 2 0 年）	133,000,000	134,893,920	
	第 1 6 2 回利付国債（ 2 0 年）	56,000,000	56,727,440	
	第 1 6 4 回利付国債（ 2 0 年）	156,000,000	155,074,920	
	第 1 6 7 回利付国債（ 2 0 年）	139,000,000	137,398,720	
	第 1 6 8 回利付国債（ 2 0 年）	139,000,000	134,899,500	
	第 1 6 9 回利付国債（ 2 0 年）	84,000,000	79,915,920	
	第 1 7 0 回利付国債（ 2 0 年）	70,000,000	66,394,300	
	第 1 7 2 回利付国債（ 2 0 年）	165,000,000	158,579,850	
	第 1 7 3 回利付国債（ 2 0 年）	115,000,000	110,288,450	
	第 1 7 4 回利付国債（ 2 0 年）	100,000,000	95,694,000	
	第 1 7 7 回利付国債（ 2 0 年）	290,000,000	275,882,800	
	第 1 7 8 回利付国債（ 2 0 年）	45,000,000	43,561,800	
地方債証券	第 8 0 5 回東京都公募公債	100,000,000	99,140,000	
	第 8 1 6 回東京都公募公債	100,000,000	98,401,000	
特殊債券	第 2 2 5 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	101,388,000	
	第 9 回公営企業債券（ 2 0 年）	100,000,000	105,974,000	
	第 1 6 回公営企業債券（ 2 0 年）	100,000,000	107,818,000	
	第 4 2 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,619,208	
	第 1 3 4 回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	99,132,000	
	第 2 回貸付債権担保 T 種住宅金融支援機構債券	47,730,000	47,514,260	
	第 3 回貸付債権担保 T 種住宅金融支援機構債券	50,984,000	50,792,810	

	第 6 回貸付債権担保 T 種住宅金融支援機構債券	68,088,000	67,589,595	
	第 8 回貸付債権担保 T 種住宅金融支援機構債券	80,538,000	80,091,819	
	第 5 0 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	22,225,000	23,220,013	
	第 8 1 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	40,004,000	41,450,144	
	第 8 9 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	46,169,000	47,589,620	
	第 1 0 2 回貸付債権担保住宅金融支援機構債券	62,410,000	64,048,262	
社債券	第 2 1 回味の素株式会社無担保社債	100,000,000	100,140,000	
	第 6 回花王株式会社無担保社債	100,000,000	99,687,000	
	第 1 回日本製鉄株式会社無担保社債	100,000,000	99,898,000	
	第 3 5 回株式会社豊田自動織機無担保社債	100,000,000	99,897,000	
	第 9 6 回トヨタファイナンス株式会社無担保社債	100,000,000	99,545,000	
	第 6 3 回三菱 U F J リース株式会社無担保社債	100,000,000	100,110,000	
	第 7 3 回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債	100,000,000	99,295,000	
	第 8 回電源開発株式会社無担保社債	100,000,000	105,391,000	
合計		10,587,148,000	10,652,965,051	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国株式マザーファンド

有価証券明細表

a . 株式

（2022年2月15日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
USドル	AMAZON.COM INC	309	3,103.34	958,932.06	
	ABBOTT LABORATORIES	1,378	122.78	169,190.84	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	347	130.15	45,162.05	
	ADVANCED MICRO DEVICES	1,276	114.27	145,808.52	
	ADOBE INC	366	474.01	173,487.66	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	611	186.69	114,067.59	
	AMGEN INC	418	224.27	93,744.86	
	AMERICAN EXPRESS CO	820	192.35	157,727.00	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	721	86.18	62,135.78	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	895	58.99	52,796.05	
	ANALOG DEVICES INC	398	153.98	61,284.04	
	VALERO ENERGY CORP	320	89.72	28,710.40	
	COMCAST CORP-CL A	3,010	47.40	142,674.00	
	APPLE INC	11,572	168.88	1,954,279.36	
	APPLIED MATERIALS INC	785	131.86	103,510.10	
	ALBEMARLE CORP	220	227.68	50,089.60	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	1,120	76.12	85,254.40	
	AUTODESK INC	60	226.90	13,614.00	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	254	201.98	51,302.92	
	AUTOZONE INC	40	1,924.60	76,984.00	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	968	314.28	304,223.04	
	BECTON DICKINSON AND CO	178	268.90	47,864.20	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	2,395	53.27	127,581.65	
	YUM! BRANDS INC	221	121.40	26,829.40	
	BOEING CO	368	210.04	77,294.72	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	1,627	66.81	108,699.87	
	UNITED RENTALS INC	159	313.25	49,806.75	
	SEMPRA ENERGY	207	135.13	27,971.91	
	FEDEX CORP	120	228.46	27,415.20	
	AMPHENOL CORP-CL A	361	75.31	27,186.91	
	CSX CORP	2,112	33.92	71,639.04	
	CONSTELLATION BRANDS INC-A	139	233.85	32,505.15	
	CATERPILLAR INC	760	199.89	151,916.40	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	200	129.68	25,936.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	2,153	152.49	328,310.97	
	CISCO SYSTEMS INC	3,189	53.18	169,591.02	
	COCA-COLA CO/THE	3,830	60.68	232,404.40	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	230	79.26	18,229.80	
	MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	584	171.33	100,056.72	
	DANAHER CORP	749	271.50	203,353.50	

MOODY'S CORP	143	323.47	46,256.21
TARGET CORP	487	208.57	101,573.59
DEERE & CO	347	387.26	134,379.22
MORGAN STANLEY	1,881	102.57	192,934.17
REPUBLIC SERVICES INC	503	118.57	59,640.71
WALT DISNEY CO/THE	1,523	150.85	229,744.55
DARDEN RESTAURANTS INC	96	143.42	13,768.32
EBAY INC	220	58.18	12,799.60
BANK OF AMERICA CORP	7,561	47.42	358,542.62
CITIGROUP INC	782	66.46	51,971.72
CADENCE DESIGN SYS INC	148	142.08	21,027.84
SALESFORCE.COM INC	782	206.40	161,404.80
EMERSON ELECTRIC CO	540	93.97	50,743.80
EOG RESOURCES INC	450	113.41	51,034.50
EQUIFAX INC	247	220.98	54,582.06
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	440	303.85	133,694.00
EXXON MOBIL CORP	3,313	78.98	261,660.74
NEXTERA ENERGY INC	2,506	74.92	187,749.52
ASSURANT INC	70	161.99	11,339.30
FREEPORT-MCMORAN INC	2,260	42.45	95,937.00
GENERAL MILLS INC	184	67.63	12,443.92
GILEAD SCIENCES INC	650	61.11	39,721.50
GARTNER INC	208	288.58	60,024.64
MCKESSON CORP	147	270.67	39,788.49
NVIDIA CORP	2,034	242.67	493,590.78
GOLDMAN SACHS GROUP INC	317	360.24	114,196.08
HOME DEPOT INC	884	351.56	310,779.04
HUMANA INC	46	419.64	19,303.44
BIOGEN INC	43	214.12	9,207.16
ILLINOIS TOOL WORKS	247	219.17	54,134.99
INTUIT INC	268	529.05	141,785.40
IDEXX LABORATORIES INC	55	505.53	27,804.15
INTEL CORP	1,655	47.58	78,744.90
JOHNSON & JOHNSON	2,272	165.60	376,243.20
KLA CORPORATION	144	365.16	52,583.04
DEVON ENERGY CORPORATION	1,750	52.26	91,455.00
BLACKROCK INC	115	760.31	87,435.65
KROGER CO	360	45.69	16,448.40
LAM RESEARCH CORP	126	558.25	70,339.50
LENNAR CORP-CL A	331	90.59	29,985.29
ELI LILLY & CO	801	234.69	187,986.69
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	637	213.99	136,311.63
AGILENT TECHNOLOGIES INC	426	135.21	57,599.46
CARNIVAL CORP	980	21.36	20,932.80
LOWE'S COS INC	836	225.95	188,894.20
DOMINION ENERGY INC	511	78.75	40,241.25

MCDONALD'S CORP	733	253.39	185,734.87
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	660	107.73	71,101.80
MARSH & MCLENNAN COS	750	151.71	113,782.50
MARTIN MARIETTA MATERIALS	236	369.05	87,095.80
METLIFE INC	802	70.13	56,244.26
CVS HEALTH CORPORATION	1,662	103.00	171,186.00
ON SEMICONDUCTOR CORP	492	58.66	28,860.72
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	140	272.68	38,175.20
MICROSOFT CORP	4,994	295.00	1,473,230.00
MICRON TECHNOLOGY INC	436	89.86	39,178.96
3M CO	386	158.01	60,991.86
ILLUMINA INC	29	329.45	9,554.05
XCEL ENERGY INC	283	66.40	18,791.20
FORD MOTOR CO	5,990	17.46	104,585.40
NEWMONT CORP	640	64.35	41,184.00
NIKE INC -CL B	1,162	141.59	164,527.58
NORFOLK SOUTHERN CORP	244	272.27	66,433.88
NORTHERN TRUST CORP	319	121.51	38,761.69
WELLS FARGO & CO	3,620	57.85	209,417.00
NUCOR CORP	735	117.35	86,252.25
CHENIERE ENERGY INC	310	116.89	36,235.90
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	70	155.14	10,859.80
ORACLE CORP	1,545	78.95	121,977.75
EXELON CORP	200	42.20	8,440.00
PARKER HANNIFIN CORP	97	301.14	29,210.58
PAYCHEX INC	246	118.48	29,146.08
ALIGN TECHNOLOGY INC	24	505.67	12,136.08
PEPSICO INC	1,433	166.70	238,881.10
PFIZER INC	4,666	49.80	232,366.80
CONOCOPHILLIPS	1,351	91.55	123,684.05
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	204	224.05	45,706.20
ALTRIA GROUP INC	710	50.09	35,563.90
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	603	204.57	123,355.71
PPG INDUSTRIES INC	160	149.27	23,883.20
COSTCO WHOLESALE CORP	418	506.56	211,742.08
PROCTER & GAMBLE CO/THE	2,273	156.74	356,270.02
QUALCOMM INC	938	165.13	154,891.94
REGENERON PHARMACEUTICALS	113	623.53	70,458.89
RESMED INC	110	233.62	25,698.20
US BANCORP	1,070	57.87	61,920.90
ROCKWELL AUTOMATION INC	100	268.37	26,837.00
TRAVELERS COS INC/THE	300	170.77	51,231.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATIO	232	111.50	25,868.00
MERCK & CO. INC.	1,900	76.47	145,293.00
SCHLUMBERGER LTD	840	39.30	33,012.00
SCHWAB (CHARLES) CORP	952	87.74	83,528.48

POOL CORP	70	450.94	31,565.80
BUNGE LTD	709	100.83	71,488.47
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	200	270.48	54,096.00
CENTENE CORP	500	82.01	41,005.00
SVB FINANCIAL GROUP	99	621.53	61,531.47
ADVANCE AUTO PARTS INC	96	224.28	21,530.88
SOUTHERN CO	490	65.85	32,266.50
AT&T INC	3,920	24.05	94,276.00
CHEVRON CORP	1,767	136.67	241,495.89
STATE STREET CORP	469	98.68	46,280.92
STARBUCKS CORP	728	93.65	68,177.20
STRYKER CORP	332	250.45	83,149.40
NETFLIX INC	297	396.57	117,781.29
SYNOPSYS INC	218	294.96	64,301.28
SYSCO CORP	100	81.99	8,199.00
INTUITIVE SURGICAL INC	345	281.14	96,993.30
TEXAS INSTRUMENTS INC	566	162.47	91,958.02
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	438	561.19	245,801.22
TRACTOR SUPPLY COMPANY	168	217.93	36,612.24
TYSON FOODS INC-CL A	469	94.88	44,498.72
UNION PACIFIC CORP	775	242.55	187,976.25
UNITEDHEALTH GROUP INC	893	474.40	423,639.20
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	205	231.23	47,402.15
VULCAN MATERIALS CO	100	183.89	18,389.00
WALMART INC	1,073	133.95	143,728.35
WASTE MANAGEMENT INC	575	141.77	81,517.75
NASDAQ, INC.	276	171.93	47,452.68
CME GROUP INC	160	239.17	38,267.20
TJX COMPANIES INC	770	67.99	52,352.30
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	60	426.42	25,585.20
SIGNATURE BANK	117	331.37	38,770.29
DOMINO'S PIZZA INC	17	430.71	7,322.07
DEXCOM INC	81	407.00	32,967.00
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	245	71.46	17,507.70
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	280	115.27	32,275.60
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	37	1,563.95	57,866.15
TRANSDIGM GROUP INC	39	630.74	24,598.86
MASTERCARD INC-CLASS A	817	374.16	305,688.72
DELTA AIR LINES INC	340	41.97	14,269.80
LULULEMON ATHLETICA INC	94	313.64	29,482.16
MERCADOLIBRE INC	16	1,119.01	17,904.16
ULTA BEAUTY INC	24	362.65	8,703.60
MSCI INC	117	532.97	62,357.49
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	888	109.24	97,005.12
VISA INC-CLASS A SHARES	1,436	225.34	323,588.24
AMERICAN WATER WORKS CO INC	252	148.03	37,303.56

CHUBB LTD	311	202.07	62,843.77
FORTUNE BRANDS HOME & SECURI	289	89.24	25,790.36
MOSAIC CO/THE	910	44.62	40,604.20
STANLEY BLACK & DECKER INC	66	164.33	10,845.78
ACCENTURE PLC-CL A	669	326.13	218,180.97
HCA HEALTHCARE INC	375	235.42	88,282.50
VERISK ANALYTICS INC	133	191.81	25,510.73
DOLLAR GENERAL CORP	100	200.61	20,061.00
FORTINET INC	63	310.35	19,552.05
MOTOROLA SOLUTIONS INC	160	213.81	34,209.60
TESLA, INC	630	875.76	551,728.80
GENERAC HOLDINGS INC	40	270.45	10,818.00
TE CONNECTIVITY LTD	140	143.53	20,094.20
ENPHASE ENERGY INC	114	143.93	16,408.02
GENERAL MOTORS CO	1,598	48.40	77,343.20
CBRE GROUP INC	618	98.21	60,693.78
APTIV PLC	224	136.60	30,598.40
META PLATFORMS INC	1,578	217.70	343,530.60
DUKE ENERGY CORP	730	99.95	72,963.50
DIAMONDBACK ENERGY INC	163	130.47	21,266.61
SERVICENOW INC	175	579.58	101,426.50
PALO ALTO NETWORKS INC	190	521.02	98,993.80
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	966	66.14	63,891.24
WORKDAY INC-CLASS A	93	232.98	21,667.14
EATON CORP PLC	510	152.17	77,606.70
ABBVIE INC	1,657	143.00	236,951.00
T-MOBILE US INC	100	125.51	12,551.00
ZOETIS INC	599	196.43	117,661.57
IHS MARKIT LTD	749	107.80	80,742.20
SNAP INC - A	461	39.62	18,264.82
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	185	76.51	14,154.35
IQVIA HOLDINGS INC	240	239.90	57,576.00
BOOKING HOLDINGS INC	42	2,545.66	106,917.72
BROADCOM INC	347	578.58	200,767.26
RINGCENTRAL INC-CLASS A	50	168.16	8,408.00
MONGODB INC	36	429.93	15,477.48
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	34	227.93	7,749.62
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	876	124.84	109,359.84
KKR & CO INC	322	60.57	19,503.54
MODERNA INC	150	142.47	21,370.50
CIGNA CORP	201	225.24	45,273.24
DOW INC	298	60.83	18,127.34
FOX CORP - CLASS A	635	42.67	27,095.45
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	130	180.60	23,478.00
CLOUDFLARE INC - CLASS A	195	105.56	20,584.20
DUPONT DE NEMOURS INC	327	79.32	25,937.64

	CARRIER GLOBAL CORP	1,580	44.79	70,768.20	
	OTIS WORLDWIDE CORP	300	79.75	23,925.00	
	UBER TECHNOLOGIES INC	1,060	34.59	36,665.40	
	CORTEVA INC	570	50.90	29,013.00	
	TRANE TECHNOLOGIES PLC	270	151.45	40,891.50	
	BLACKSTONE INC	669	121.20	81,082.80	
	TRUIST FINANCIAL CORP	1,200	63.00	75,600.00	
	DATADOG INC - CLASS A	210	164.35	34,513.50	
	SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	140	106.13	14,858.20	
	GENERAL ELECTRIC CO	793	96.60	76,603.80	
	INGERSOLL-RAND INC	230	53.80	12,374.00	
	UNITY SOFTWARE INC	95	107.59	10,221.05	
	AON PLC	160	279.88	44,780.80	
	PENTAIR PLC	190	58.96	11,202.40	
	AIRBNB INC-CLASS A	226	169.66	38,343.16	
	CONSTELLATION ENERGY	66	48.11	3,175.26	
	ROYALTY PHARMA PLC- CL A	234	39.11	9,151.74	
	SNOWFLAKE INC-CLASS A	145	291.13	42,213.85	
	ARISTA NETWORKS INC	328	122.82	40,284.96	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	870	67.75	58,942.50	
	BATH & BODY WORKS INC	320	55.03	17,609.60	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	475	165.93	78,816.75	
	HUBSPOT INC	20	545.89	10,917.80	
	ANTHEM INC	258	443.97	114,544.26	
	MEDTRONIC PLC	535	102.31	54,735.85	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	585	47.36	27,705.60	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL	1,305	66.50	86,782.50	
	BLOCK INC	477	111.64	53,252.28	
	S&P GLOBAL INC	305	380.71	116,116.55	
	ALPHABET INC-CL A	243	2,710.52	658,656.36	
	PAYPAL HOLDINGS INC	741	114.12	84,562.92	
	HP INC	560	36.51	20,445.60	
	ALPHABET INC-CL C	236	2,706.00	638,616.00	
	ZSCALER INC	63	274.43	17,289.09	
	LINDE PLC	432	293.51	126,796.32	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	25	607.94	15,198.50	
	小計	187,037		26,978,072.95	
	（邦貨換算）			（ 3,113,809,179 ）	
カナダドル	BARRICK GOLD CORP	2,140	26.85	57,459.00	
	BANK OF MONTREAL	724	148.73	107,680.52	
	BANK OF NOVA SCOTIA	300	92.52	27,756.00	
	BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	2,300	72.15	165,945.00	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	318	161.48	51,350.64	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	2,387	67.05	160,048.35	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	834	156.43	130,462.62	
	FORTIS INC	500	57.19	28,595.00	

	ENBRIDGE INC	1,630	52.79	86,047.70	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	1,290	27.05	34,894.50	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	374	97.55	36,483.70	
	ROYAL BANK OF CANADA	1,640	145.00	237,800.00	
	CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	650	91.61	59,546.50	
	TORONTO-DOMINION BANK	1,484	106.27	157,704.68	
	FRANCO-NEVADA CORP	200	182.25	36,450.00	
	SUNCOR ENERGY INC	1,870	37.84	70,760.80	
	NUTRIEN LTD	1,003	93.43	93,710.29	
	SHOPIFY INC - CLASS A	103	1,078.95	111,131.85	
	小計	19,747		1,653,827.15	
	(邦貨換算)			(149,969,045)	
オーストラリア ドル	AUST AND NZ BANKING GROUP	2,560	28.20	72,192.00	
	WESTPAC BANKING CORP	1,040	23.88	24,835.20	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	3,030	22.75	68,932.50	
	BHP GROUP LTD	4,600	48.33	222,318.00	
	CSL LIMITED	334	243.56	81,349.04	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	2,060	100.04	206,082.40	
	RIO TINTO LTD	1,150	121.58	139,817.00	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	2,634	30.43	80,152.62	
	NEWCREST MINING LIMITED	1,185	23.70	28,084.50	
	WESFARMERS LIMITED	440	53.87	23,702.80	
	WOODSIDE PETROLEUM LTD	600	27.43	16,458.00	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	1,127	33.91	38,216.57	
	小計	20,760		1,002,140.63	
	(邦貨換算)			(82,486,195)	
イギリスポンド	ASHTED GROUP PLC	1,208	48.41	58,479.28	
	BHP GROUP LTD	870	25.17	21,897.90	
	DIAGEO PLC	1,880	36.32	68,281.60	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	1,064	34.09	36,271.76	
	HSBC HOLDINGS PLC	10,880	5.58	60,732.16	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	8,416	2.72	22,891.52	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	320	18.78	6,009.60	
	PRUDENTIAL PLC	1,180	11.77	13,888.60	
	RIO TINTO PLC	667	57.22	38,165.74	
	BP PLC	16,200	4.00	64,905.30	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	66,430	0.51	34,350.95	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	3,677	15.71	57,773.02	
	ASTRAZENECA PLC	1,029	83.81	86,240.49	
	BARCLAYS PLC	17,650	1.95	34,516.34	
	RENTOKIL INITIAL PLC	1,950	4.98	9,718.80	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	150	68.74	10,311.00	
	UNILEVER PLC	881	38.10	33,566.10	
	SEVERN TRENT PLC	240	28.30	6,792.00	
	WHITBREAD PLC	315	32.01	10,083.15	
	ANGLO AMERICAN PLC	1,296	36.17	46,882.80	

	3I GROUP PLC	1,100	13.22	14,542.00	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	338	59.05	19,958.90	
	RELX PLC	1,745	22.39	39,070.55	
	GLENCORE PLC	12,900	4.22	54,450.90	
	WPP PLC	900	11.93	10,741.50	
	COMPASS GROUP PLC	523	17.81	9,317.24	
	NATIONAL GRID PLC	3,916	10.75	42,097.00	
	VODAFONE GROUP PLC	23,090	1.36	31,527.08	
	FERGUSON PLC	678	109.55	74,274.90	
	TESCO PLC	6,806	2.95	20,104.92	
	JD SPORTS FASHION PLC	3,000	1.68	5,055.00	
	SHELL PLC-NEW	6,029	20.05	120,911.59	
	小計	197,328		1,163,809.69	
	（邦貨換算）			（181,833,625）	
スイスフラン	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	2	10,080.00	20,160.00	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	159	443.00	70,437.00	
	NOVARTIS AG-REG	1,526	79.19	120,843.94	
	ABB LTD-REG	1,665	31.40	52,281.00	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	587	342.20	200,871.40	
	HOLCIM LTD	351	50.70	17,795.70	
	NESTLE SA-REG	2,353	117.30	276,006.90	
	LONZA GROUP AG-REG	44	603.00	26,532.00	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	12	1,244.00	14,928.00	
	GEBERIT AG-REG	21	596.00	12,516.00	
	JULIUS BAER GROUP LTD	392	58.18	22,806.56	
	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	564	130.95	73,855.80	
	SIKA AG-REG	320	296.10	94,752.00	
	UBS GROUP AG	5,458	19.06	104,056.77	
	小計	13,454		1,107,843.07	
	（邦貨換算）			（138,413,913）	
ホンコンドル	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	600	437.40	262,440.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	1,000	133.40	133,400.00	
	AIA GROUP LTD	7,200	87.20	627,840.00	
	小計	8,800		1,023,680.00	
	（邦貨換算）			（15,140,227）	
シンガポールドル	DBS GROUP HOLDINGS LTD	4,100	37.20	152,520.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	1,900	9.74	18,506.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	1,800	13.34	24,012.00	
	小計	7,800		195,038.00	
	（邦貨換算）			（16,712,806）	
スウェーデン クローナ	ERICSSON LM-B SHS	2,040	115.14	234,885.60	
	VOLVO AB-B SHS	2,425	210.90	511,432.50	
	SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	480	161.95	77,736.00	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	1,065	497.60	529,944.00	
	HEXAGON AB-B SHS	3,425	122.75	420,418.75	
	ELECTROLUX AB-B	715	180.30	128,914.50	

	ASSA ABLOY AB-B	1,805	261.50	472,007.50	
	小計	11,955		2,375,338.85	
	（邦貨換算）			（29,216,667）	
デンマーク クローネ	CARLSBERG AS-B	195	1,029.50	200,752.50	
	A P MOLLER - MAERSK A/S - B	20	22,650.00	453,000.00	
	DSV A/S	390	1,261.00	491,790.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	1,596	643.10	1,026,387.60	
	小計	2,201		2,171,930.10	
	（邦貨換算）			（38,095,653）	
ユーロ	AIRBUS SE	526	116.30	61,173.80	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	530	31.51	16,700.30	
	ADIDAS AG	128	231.15	29,587.20	
	L'OREAL	339	353.10	119,700.90	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	270	670.00	180,900.00	
	INTESA SANPAOLO	15,690	2.76	43,422.07	
	CAPGEMINI SA	231	193.10	44,606.10	
	KBC GROEP NV	523	76.84	40,187.32	
	MICHELIN (CGDE)-B	331	144.75	47,912.25	
	DEUTSCHE POST AG-REG	1,422	51.21	72,820.62	
	PERNOD-RICARD SA	211	190.25	40,142.75	
	RWE AG	900	36.52	32,868.00	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	569	142.12	80,866.28	
	VIVENDI	2,681	11.71	31,407.91	
	SAP SE	810	105.38	85,357.80	
	PUMA AG	217	87.88	19,069.96	
	BAYER AG	360	52.77	18,997.20	
	BASF SE	336	66.45	22,327.20	
	ALLIANZ SE-REG	295	223.10	65,814.50	
	HERMES INTERNATIONAL	58	1,186.50	68,817.00	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	102	262.60	26,785.20	
	VOLKSWAGEN AG-PFD	149	182.70	27,222.30	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	4,900	5.73	28,081.90	
	KERING	21	616.20	12,940.20	
	MERCEDES-BENZ GROUP AG	1,049	74.31	77,951.19	
	SANOFI	821	92.20	75,696.20	
	BANCO SANTANDER SA	13,069	3.34	43,735.40	
	SIEMENS AG-REG	868	139.50	121,086.00	
	DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	1,681	13.89	23,359.17	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	494	92.59	45,739.46	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	2,925	17.33	50,713.65	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	1,270	32.47	41,236.90	
	NOKIA OYJ	5,550	4.87	27,059.02	
	AEGON NV	4,010	4.80	19,268.05	
	STMICROELECTRONICS NV	968	39.10	37,848.80	
	SOCIETE GENERALE	712	33.79	24,062.04	
	DEUTSCHE BOERSE AG	98	157.70	15,454.60	

	AXA SA	2,072	27.57	57,135.40	
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	79	92.88	7,337.52	
	ENEL SPA	5,500	6.32	34,760.00	
	ENI SPA	3,405	13.32	45,368.22	
	ESSILORLUXOTTICA	242	164.46	39,799.32	
	BNP PARIBAS	1,449	61.75	89,475.75	
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	378	60.63	22,918.14	
	SAFRAN SA	254	112.22	28,503.88	
	HEINEKEN HOLDING NV	136	75.45	10,261.20	
	KONINKLIJKE DSM NV	216	159.15	34,376.40	
	TOTALENERGIES SE	2,116	51.13	108,191.08	
	VINCI SA	411	100.04	41,116.44	
	AIR LIQUIDE SA	396	142.12	56,279.52	
	IBERDROLA SA	4,180	9.14	38,221.92	
	ASML HOLDING NV	350	559.70	195,895.00	
	VONOVIA SE	358	47.31	16,936.98	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	1,279	28.77	36,796.83	
	FERRARI NV	318	193.80	61,628.40	
	NORDEA BANK ABP	1,153	10.32	11,905.87	
	AKZO NOBEL	130	91.74	11,926.20	
	PROSUS NV	376	67.83	25,504.08	
	NN GROUP NV	200	50.44	10,088.00	
	UNIVERSAL MUSIC GROUP BV	2,481	21.00	52,101.00	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	524	31.36	16,435.26	
	INDITEX	500	25.33	12,665.00	
	UNICREDIT SPA	1,510	15.02	22,689.26	
	ARCELORMITTAL	700	26.34	18,438.00	
	ABN AMRO BANK NV	1,488	12.89	19,183.29	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	330	54.47	17,975.10	
	ADYEN NV	13	1,877.80	24,411.40	
	ING GROEP NV-CVA	4,308	12.88	55,512.88	
	小計	101,966		3,044,756.58	
	（邦貨換算）			（397,523,419）	
	合計	571,048			
	（邦貨換算）			（4,163,200,729）	

b . 株式以外の有価証券

（2022年2月15日現在）

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
USドル	投資証券	AMERICAN TOWER CORP	311	72,864.19	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	145	34,531.75	
		CROWN CASTLE INTL CORP	273	45,749.34	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	255	34,715.70	
		EQUINIX INC	27	18,073.26	
		PROLOGIS INC	793	115,254.62	
		PUBLIC STORAGE	139	49,433.96	

		SBA COMMUNICATIONS CORP	128	39,596.80	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	480	67,152.00	
		WELLTOWER INC	409	32,585.03	
		小計	2,960	509,956.65	
		（邦貨換算）		(58,859,196)	
オーストラリアドル	投資証券	DEXUS	2,780	28,244.80	
		GOODMAN GROUP	5,060	115,469.20	
		小計	7,840	143,714.00	
		（邦貨換算）		(11,829,099)	
イギリスポンド	投資証券	SEGRO PLC	2,670	32,974.50	
		（邦貨換算）		(5,151,935)	
ホンコンドル	投資証券	LINK REIT	900	59,850.00	
		（邦貨換算）		(885,181)	
		合計	14,370		
		（邦貨換算）		(76,725,411)	

（注）投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数		組入時価比率	合計金額に対する比率
USドル	株式	260 銘柄	72.92%	73.43%
	投資証券	10 銘柄	1.38%	1.39%
カナダドル	株式	18 銘柄	3.51%	3.54%
オーストラリアドル	株式	12 銘柄	1.93%	1.95%
	投資証券	2 銘柄	0.28%	0.28%
イギリスポンド	株式	32 銘柄	4.26%	4.29%
	投資証券	1 銘柄	0.12%	0.12%
スイスフラン	株式	14 銘柄	3.24%	3.26%
ホンコンドル	株式	3 銘柄	0.35%	0.36%
	投資証券	1 銘柄	0.02%	0.02%
シンガポールドル	株式	3 銘柄	0.39%	0.39%
スウェーデンクローナ	株式	7 銘柄	0.68%	0.69%
デンマーククローネ	株式	4 銘柄	0.89%	0.90%
ユーロ	株式	68 銘柄	9.31%	9.38%

（注）「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

外国債券マザーファンド

有価証券明細表

a . 株式

該当事項はありません。

b . 株式以外の有価証券

(2022年2月15日現在)

通貨	種類	銘柄	額面総額	評価額	クーポン	償還日	備考
USドル	国債証券	US TREASURY N/B	540,000	544,471.87	2.00	2023.2.15	
		US TREASURY N/B	3,650,000	3,709,597.65	2.38	2024.8.15	
		US TREASURY N/B	1,440,000	1,414,350.00	1.50	2026.8.15	
		US TREASURY N/B	1,120,000	1,177,881.24	2.88	2028.5.15	
		US TREASURY N/B	400,000	390,203.12	1.63	2029.8.15	
		US TREASURY N/B	500,000	674,921.87	4.63	2040.2.15	
		US TREASURY N/B	690,000	761,857.03	3.00	2042.5.15	
		US TREASURY N/B	640,000	738,000.00	3.13	2048.5.15	
		小計	8,980,000	9,411,282.78			
		(邦貨換算)		(1,086,250,258)			
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T	220,000	217,280.36	0.25	2023.5.1	
		CANADA-GOV'T	1,030,000	1,027,959.57	1.50	2024.9.1	
		CANADA-GOV'T	50,000	50,962.80	2.25	2025.6.1	
		小計	1,300,000	1,296,202.73			
		(邦貨換算)		(117,539,663)			
オーストラリアドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVT.	1,040,000	1,098,474.83	5.50	2023.4.21	
		AUSTRALIAN GOVT.	200,000	206,880.00	3.00	2047.3.21	
		小計	1,240,000	1,305,354.83			
		(邦貨換算)		(107,443,756)			
イギリスポンド	国債証券	UK TSY GILT	320,000	476,396.80	4.50	2042.12.7	
		UK TSY GILT	30,000	51,203.29	4.00	2060.1.22	
		小計	350,000	527,600.09			
		(邦貨換算)		(82,432,238)			
シンガポールドル	国債証券	SINGAPORE GOV'T	40,000	41,628.00	3.00	2024.9.1	
		SINGAPORE GOV'T	100,000	106,800.00	2.88	2029.7.1	
		小計	140,000	148,428.00			
		(邦貨換算)		(12,718,795)			
ノルウェークローネ	国債証券	NORWEGIAN GOV'T	500,000	503,900.00	2.00	2023.5.24	
		(邦貨換算)		(6,550,700)			
メキシコペソ	国債証券	MEXICAN BONOS	2,200,000	2,294,048.46	8.50	2038.11.18	
		(邦貨換算)		(12,975,826)			
イスラエルシェケル	国債証券	ISRAEL FIXED 1.00%	300,000	290,250.00	0.00	2030.3.31	
		(邦貨換算)		(10,290,146)			
ズロチ	国債証券	POLAND GOVT BOND	400,000	390,171.52	2.50	2024.4.25	
		(邦貨換算)		(11,198,117)			
オフショア人民元	国債証券	CHINA GOVT BOND	1,200,000	1,216,626.00	3.02	2031.5.27	
		(邦貨換算)		(22,087,480)			
ユーロ	国債証券	DEUTSCHLAND REP	500,000	513,095.00	1.50	2023.5.15	

		DEUTSCHLAND REP	120,000	122,707.20	0.50	2025.2.15	
		DEUTSCHLAND REP	350,000	358,918.00	0.50	2028.2.15	
		DEUTSCHLAND REP	300,000	294,546.00	0.00	2031.2.15	
		DEUTSCHLAND REP	320,000	305,308.80	0.00	2035.5.15	
		DEUTSCHLAND REP	155,000	187,016.80	1.25	2048.8.15	
		BTPS	270,000	308,367.00	4.50	2026.3.1	
		BTPS	160,000	206,144.00	6.50	2027.11.1	
		BTPS	90,000	108,648.00	4.75	2028.9.1	
		BTPS	140,000	190,596.00	6.00	2031.5.1	
		BTPS	360,000	509,688.00	5.00	2040.9.1	
		FRANCE O.A.T.	190,000	193,288.90	0.50	2025.5.25	
		FRANCE O.A.T.	180,000	184,446.00	0.75	2028.5.25	
		FRANCE O.A.T.	230,000	248,140.10	1.50	2031.5.25	
		FRANCE O.A.T.	40,000	64,731.04	4.50	2041.4.25	
		FRANCE O.A.T.	230,000	332,720.30	3.25	2045.5.25	
		NETHERLANDS GOVT	290,000	382,771.00	5.50	2028.1.15	
		SPANISH GOV'T	170,000	179,518.23	5.40	2023.1.31	
		SPANISH GOV'T	130,000	135,500.56	1.45	2027.10.31	
		SPANISH GOV'T	160,000	213,403.20	3.45	2066.7.30	
		BELGIAN 0324	90,000	106,562.34	4.50	2026.3.28	
		BELGIAN 0341	80,000	82,288.40	0.80	2027.6.22	
		BELGIAN 0333	170,000	214,586.92	3.00	2034.6.22	
		BELGIAN 0340	40,000	51,076.00	2.15	2066.6.22	
		REP OF AUSTRIA	160,000	151,615.25	0.00	2031.2.20	
		REP OF AUSTRIA	90,000	132,703.20	3.15	2044.6.20	
		FINNISH GOV'T	150,000	152,626.65	0.50	2026.4.15	
		IRISH GOVT	210,000	241,947.30	2.40	2030.5.15	
		小計 (邦貨換算)	5,375,000	6,172,960.19 (805,941,682)			
		合計 (邦貨換算)		(2,275,428,661)			

有価証券明細表注記

通貨	銘柄数		組入時価比率	合計金額に対する比率
USドル	国債証券	8 銘柄	47.17%	47.74%
カナダドル	国債証券	3 銘柄	5.10%	5.17%
オーストラリアドル	国債証券	2 銘柄	4.67%	4.72%
イギリスポンド	国債証券	2 銘柄	3.58%	3.62%
シンガポールドル	国債証券	2 銘柄	0.55%	0.56%
ノルウェークローネ	国債証券	1 銘柄	0.28%	0.29%
メキシコペソ	国債証券	1 銘柄	0.56%	0.57%
イスラエルシェケル	国債証券	1 銘柄	0.45%	0.45%
ズロチ	国債証券	1 銘柄	0.49%	0.49%
オフショア人民元	国債証券	1 銘柄	0.96%	0.97%
ユーロ	国債証券	28 銘柄	35.00%	35.42%

（注）「組入時価比率」については、組入時価の純資産総額に対する割合を示すものです。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「その他の注記（デリバティブ取引関係）」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2022年2月28日現在)

青のライフキャンパス・ファンド（標準型）

資産総額	1,643,705,658 円
負債総額	791,699 円
純資産総額（ - ）	1,642,913,959 円
発行済数量	1,643,735,025 口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9995 円

赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）

資産総額	1,737,094,826 円
負債総額	829,123 円
純資産総額（ - ）	1,736,265,703 円
発行済数量	1,734,388,231 口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0011 円

（参考）国内株式マザーファンド

資産総額	7,540,038,889 円
負債総額	268 円
純資産総額（ - ）	7,540,038,621 円
発行済数量	4,821,312,918 口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.5639 円

（参考）国内債券マザーファンド

資産総額	11,050,244,781 円
負債総額	269,256,948 円
純資産総額（ - ）	10,780,987,833 円
発行済数量	7,551,992,916 口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.4276 円

（参考）外国株式マザーファンド

資産総額	4,260,049,824 円
負債総額	33,263,804 円
純資産総額（ - ）	4,226,786,020 円
発行済数量	1,183,227,525 口
1単位当たり純資産額（ / ）	3.5723 円

（参考）外国債券マザーファンド

資産総額	2,310,147,782 円
負債総額	9,814,523 円
純資産総額（ - ）	2,300,333,259 円
発行済数量	787,990,601 口

1単位当たり純資産額（ / ）	2.9192 円
-----------------	----------

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1. 名義書換についての手続き、取扱場所等
ありません。

2. 受益者に対する特典
ありません。

3. 受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記 に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、換金申込の受付け、換金代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

2022年2月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株
過去5年間ににおける主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

（２）会社の機構

経営体制

10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日の2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a．基本運用方針、月次運用計画の決定

投資政策委員会（原則月1回開催）において投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が審議・決定されます。

b．運用の実行

月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c．運用のチェック等

- ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。
- ・法務・コンプライアンス部において、日次で有価証券等の取引内容のチェック・運用制限遵守のチェック等が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は2022年2月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2022年2月末日現在、255本であり、その純資産総額の合計は1,020,751百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	133本	553,122百万円
単位型株式投資信託	62本	184,190百万円
単位型公社債投資信託	60本	283,439百万円
合計	255本	1,020,751百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第42期中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		第40期 (2020年 3 月31日現在)		第41期 (2021年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
1 . 預金			7,679,360		7,160,745
2 . 前払費用			56,732		53,716
3 . 未収委託者報酬			982,920		864,128
4 . 未収運用受託報酬			424,829		346,844
5 . その他			570		33,509
流動資産計			9,144,413		8,458,944
固定資産					
1 . 有形固定資産			113,011		91,256
(1) 建物	1	81,816		73,436	
(2) 器具備品	1	30,982		17,660	
(3) その他	1	212		159	
2 . 無形固定資産			29,823		68,667
(1) 電話加入権		2,862		2,862	
(2) ソフトウェア		25,423		54,941	
(3) ソフトウェア仮勘定		1,537		10,863	
3 . 投資その他の資産			392,604		844,672
(1) 投資有価証券		52,990		496,104	
(2) 関係会社株式		5,386		3,264	
(3) 長期差入保証金		106,554		101,261	
(4) 繰延税金資産		215,746		226,048	
(5) 長期前払費用		11,927		17,993	
固定資産計			535,440		1,004,597
資産合計			9,679,853		9,463,541

		第40期 (2020年 3 月31日現在)		第41期 (2021年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
1 . 預り金			3,991		4,236
2 . 未払金			503,207		373,559
(1) 未払収益分配金		1,164		1,521	
(2) 未払償還金		2		2	
(3) 未払手数料		372,833		302,483	
(4) その他未払金		129,207		69,552	
3 . 未払費用			703,287		613,492
4 . 未払法人税等			35,287		12,283
5 . 未払消費税等			49,237		25,230
6 . 賞与引当金			216,189		191,517
7 . 役員賞与引当金			18,375		14,800
8 . 時効後支払損引当金			37,988		37,988
流動負債計			1,567,564		1,273,108
固定負債					
1 . 退職給付引当金			419,613		462,595
2 . 役員退職慰労引当金			30,657		36,524
固定負債計			450,270		499,119
負債合計			2,017,835		1,772,228
(純資産の部)					
株主資本					
1 . 資本金			1,100,000		1,100,000
2 . 資本剰余金			277,667		277,667
(1) 資本準備金		277,667		277,667	
3 . 利益剰余金			6,285,565		6,343,225
(1) 利益準備金		175,000		175,000	
(2) その他利益剰余金					
別途積立金		3,137,790		3,137,790	
繰越利益剰余金		2,972,775		3,030,435	
株主資本計			7,663,233		7,720,893
評価・換算差額等					
1 . その他有価証券評価差額金			1,215		29,580
評価・換算差額等計			1,215		29,580
純資産合計			7,662,018		7,691,313
負債・純資産合計			9,679,853		9,463,541

(2) 【損益計算書】

		第40期 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)		第41期 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益					
1. 委託者報酬			5,839,865		5,245,922
2. 運用受託報酬			1,621,991		1,397,717
3. 投資助言報酬			-		10,000
営業収益計			7,461,856		6,653,639
営業費用					
1. 支払手数料			2,358,262		2,010,648
2. 広告宣伝費			970		160
3. 調査費			2,236,948		2,025,602
(1) 調査費		160,023		133,814	
(2) 委託調査費		1,710,692		1,491,662	
(3) 情報機器関連費		365,263		399,102	
(4) 図書費		968		1,022	
4. 委託計算費			218,698		212,665
5. 営業雑経費			102,606		101,181
(1) 通信費		6,812		9,730	
(2) 印刷費		85,021		80,401	
(3) 協会費		6,591		6,748	
(4) 諸会費		4,181		4,300	
営業費用計			4,917,486		4,350,259
一般管理費					
1. 給料			1,180,816		1,237,133
(1) 役員報酬		82,223		87,649	
(2) 給料・手当		1,034,250		1,085,640	
(3) 賞与		64,343		63,844	
2. 法定福利費			191,628		198,885
3. 退職金			2,456		-
4. 福利厚生費			4,351		4,808
5. 交際費			1,555		105
6. 寄付金			-		500
7. 旅費交通費			8,454		8,997
8. 事務委託費			112,134		102,494
9. 租税公課			139,472		137,151
10. 不動産賃借料			150,775		154,577
11. 退職給付費用			51,226		55,702
12. 役員退職慰労金			300		-
13. 役員退職慰労引当金繰入			5,708		5,867
14. 賞与引当金繰入			216,189		191,517
15. 役員賞与引当金繰入			18,375		14,800
16. 固定資産減価償却費			41,842		34,453
17. 諸経費			63,433		42,241
一般管理費計			2,188,720		2,189,236
営業利益			355,649		114,143

		第40期 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)		第41期 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益					
1. 受取配当金			994		985
2. 受取利息			80		69
3. 時効成立分配金・償還金			415		498
4. 助成金収入			1,586		482
5. 雑収入			280		70
営業外収益計			3,357		2,106
営業外費用					
1. 為替差損			3,264		7,741
2. 時効後支払損引当金繰入			37,988		-
3. 雑損失			110		-
営業外費用計			41,363		7,741
經常利益			317,643		108,508
特別利益					
1. 投資有価証券売却益			108		2
特別利益計			108		2
特別損失					
1. 固定資産除却損	1		4		820
2. 投資有価証券評価損			-		695
3. 投資有価証券売却損			818		2,084
4. 関係会社株式評価損			-		2,121
特別損失計			823		5,723
税引前当期純利益			316,929		102,788
法人税、住民税及び事業税			127,805		42,912
法人税等調整額			22,254		2,215
当期純利益			211,378		57,660

（３）【株主資本等変動計算書】

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本 準備金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,761,396	6,074,187	7,451,855
当期変動額								
当期純利益						211,378	211,378	211,378
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	211,378	211,378	211,378
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,972,775	6,285,565	7,663,233

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	226	226	7,451,628
当期変動額			
当期純利益			211,378
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	988	988	988
当期変動額合計	988	988	210,389
当期末残高	1,215	1,215	7,662,018

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本 準備金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	2,972,775	6,285,565	7,663,233
当期変動額								
当期純利益						57,660	57,660	57,660
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	57,660	57,660	57,660
当期末残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,030,435	6,343,225	7,720,893

	評価・換算差額等		純資産 合 計
	その他有価証券評価 差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,215	1,215	7,662,018
当期変動額			
当期純利益			57,660
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	28,364	28,364	28,364
当期変動額合計	28,364	28,364	29,295
当期末残高	29,580	29,580	7,691,313

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（２）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～50年
器具備品	２～15年
その他	８年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

（３）時効後支払損引当金

時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者への今後の支払に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

（４）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

（５）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

（未適用の会計基準等）

（収益認識に関する会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）

（１）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic 606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic 606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

（２）適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える重要な影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

IASB及びFASBが、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（IFRSにおいてはIFRS第13号、米国会計基準においてはTopic 820）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える重要な影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

第40期 (2020年3月31日現在)	第41期 (2021年3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 54,765千円 器具備品 153,010千円 その他 684千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 63,145千円 器具備品 166,398千円 その他 737千円

（損益計算書関係）

第40期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第41期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 4千円	1 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 0千円 ソフトウェア 820千円

（株主資本等変動計算書関係）

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券及び関係会社株式は、主に非上場株式、子会社株式及び投資信託であります。非上場株式及び子会社株式は業務上の関係維持を目的として保有しており、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。投資信託は当社が設定する投資信託を商品性の維持等を目的に取得しているものであり、市場価格等の変動リスクは軽微であります。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,679,360	7,679,360	-
(2) 未収委託者報酬	982,920	982,920	-
(3) 未収運用受託報酬	424,829	424,829	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	22,790	22,790	-
資産計	9,109,899	9,109,899	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(1,164)	(1,164)	-
未払償還金	(2)	(2)	-
未払手数料	(372,833)	(372,833)	-
其他未払金	(129,207)	(129,207)	-
(2) 未払費用	(703,287)	(703,287)	-
負債計	(1,206,495)	(1,206,495)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	5,386
合計	35,586

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,679,360	-	-
未収委託者報酬	982,920	-	-
未収運用受託報酬	424,829	-	-
投資有価証券			
其他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	8,759	13,259	771
合計	9,095,869	13,259	771

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	7,160,745	7,160,745	-
(2) 未収委託者報酬	864,128	864,128	-
(3) 未収運用受託報酬	346,844	346,844	-
(4) 投資有価証券			
其他有価証券	465,904	465,904	-
資産計	8,837,622	8,837,622	-
(1) 未払金			
未払収益分配金	(1,521)	(1,521)	-
未払償還金	(2)	(2)	-
未払手数料	(302,483)	(302,483)	-
其他未払金	(69,552)	(69,552)	-
(2) 未払費用	(613,492)	(613,492)	-
負債計	(987,052)	(987,052)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券(投資信託)

投資信託は公表されている基準価額によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
子会社株式	3,264
合計	33,464

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超
預金	7,160,745	-	-
未収委託者報酬	864,128	-	-
未収運用受託報酬	346,844	-	-
投資有価証券			
その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	5,211	2,529	1,063
合計	8,376,929	2,529	1,063

（有価証券関係）

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．その他有価証券

その他有価証券の当事業年度中の売却額は27,360千円であり、売却益の合計額は108千円、売却損の合計額は818千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) その他	8,996	7,762	1,234
	小計	8,996	7,762	1,234
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) その他	13,793	16,779	2,985
	小計	13,793	16,779	2,985
合計		22,790	24,541	1,751

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2．減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. その他有価証券

その他有価証券の当事業年度中の売却額は17,633千円であり、売却益の合計額は2千円、売却損の合計額は2,084千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1) その他	5,147	4,588	559
	小計	5,147	4,588	559
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1) その他	460,757	503,951	43,194
	小計	460,757	503,951	43,194
合計		465,904	508,539	42,634

(*) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

2. 減損処理を行った有価証券

当事業年度中において、投資有価証券について695千円（その他有価証券695千円）、関係会社株式について2,121千円減損処理を行っております。

（退職給付関係）

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	422,821千円
退職給付費用	40,258千円
<u>退職給付の支払額</u>	<u>43,466千円</u>
退職給付引当金の期末残高	419,613千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

<u>退職一時金制度の退職給付債務</u>	<u>419,613千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>419,613千円</u>

<u>退職給付引当金</u>	<u>419,613千円</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>419,613千円</u>

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	40,258千円
----------------	----------

3．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額	10,968千円
--------------	----------

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1)簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	419,613千円
退職給付費用	42,982千円
退職給付の支払額	- 千円
退職給付引当金の期末残高	462,595千円

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	462,595千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	462,595千円
退職給付引当金	462,595千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	462,595千円

(3)退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 43,987千円

（注）退職給付費用には株式会社 T & D ホールディングスからの出向者に対する当社負担分を含めております。

3．確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 11,714千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第40期（2020年3月31日現在）	第41期（2021年3月31日現在）
	（単位：千円）	（単位：千円）
（繰延税金資産）		
賞与引当金	66,197	58,642
未払社会保険料	10,994	9,817
未払事業税	7,080	2,429
退職給付引当金	137,872	152,830
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	15,061	15,061
時効後支払損引当金	11,632	11,632
その他有価証券評価差額金	536	13,054
その他	14,835	17,952
小計	264,210	281,421
評価性引当額	48,464	55,372
繰延税金資産計	215,746	226,048
繰延税金資産の純額	215,746	226,048

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第40期（2020年3月31日現在）		第41期（2021年3月31日現在）
法定実効税率	30.6%	法定実効税率	30.6%
（調整）		（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	交際費等永久に損金に算入されない項目	4.6
住民税均等割	0.7	住民税均等割	2.2
評価性引当額	0.1	評価性引当額	6.7
その他	0.5	その他	0.3
税効果会計適用後の法人税率の負担率	33.3	税効果会計適用後の法人税率の負担率	43.9

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホールディングス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理	連結納税に伴う支払額及び支払予定額(*1)	99,817	未払金	79,336

（注）1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払った額及び支払う額であります。

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&D ホールディングス	東京都 中央区	207,111	持株 会社	(被所有) 直接 100	経営管理	連結納税に伴う支払額及び支払予定額(*1)	32,605	未払金	8,424

（注）1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)連結法人税額のうち当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払った額及び支払う額であります。

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第40期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命 保険(株)	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	-	投資顧問契約の締結	投資顧問契約(*1)	398,614	未収運用受託報酬	110,897

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

第41期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有（被所 有）割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	大同生命 保険(株)	大阪市 西区	110,000	生命 保険業	-	投資顧問契 約の締結	投資顧 問契約 (*1)	349,256	未収運 用受託 報酬	93,225

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1)投資顧問契約にかかる報酬については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

第40期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第41期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
1株当たり純資産額	7,078.07円	1株当たり純資産額	7,105.13円
1株当たり当期純利益	195.26円	1株当たり当期純利益	53.26円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	211,378	当期純利益（千円）	57,660
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	211,378	普通株式に係る当期純利益（千円）	57,660
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第42期中間会計期間末 (2021年 9 月30日)	
区分	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1 . 預金			7,013,830
2 . 前払費用			81,793
3 . 未収委託者報酬			872,276
4 . 未収運用受託報酬			328,147
5 . その他			37,720
流動資産計			8,333,768
固定資産			
1 . 有形固定資産			82,829
(1) 建物	1	69,743	
(2) 器具備品	1	12,945	
(3) その他	1	139	
2 . 無形固定資産			71,519
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		51,137	
(3) ソフトウェア仮勘定		17,518	
3 . 投資その他の資産			802,937
(1) 投資有価証券		523,732	
(2) 長期差入保証金		98,615	
(3) 繰延税金資産		166,386	
(4) 長期前払費用		14,202	
固定資産計			957,285
資産合計			9,291,053

		第42期中間会計期間末 (2021年9月30日)	
区分	注記番号	内訳(千円)	金額(千円)
(負債の部)			
流動負債			
1. 預り金			6,134
2. 未払金			345,260
(1) 未払収益分配金		1,521	
(2) 未払償還金		2	
(3) 未払手数料		296,389	
(4) その他未払金		47,347	
3. 未払費用			561,084
4. 未払法人税等			12,469
5. 未払消費税等			23,224
6. 賞与引当金			64,446
7. 役員賞与引当金			4,100
流動負債計			1,016,720
固定負債			
1. 退職給付引当金			472,586
2. 役員退職慰労引当金			17,997
固定負債計			490,583
負債合計			1,507,303
(純資産の部)			
株主資本			
1. 資本金			1,100,000
2. 資本剰余金			277,667
(1) 資本準備金		277,667	
3. 利益剰余金			6,417,669
(1) 利益準備金		175,000	
(2) その他利益剰余金			
別途積立金		3,137,790	
繰越利益剰余金		3,104,878	
株主資本計			7,795,337
評価・換算差額等			
1. その他有価証券評価差額金			11,587
評価・換算差額等計			11,587
純資産合計			7,783,750
負債・純資産合計			9,291,053

(2) 中間損益計算書

		第42期中間会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)	
区分	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
1 . 委託者報酬			2,406,578
2 . 運用受託報酬			620,597
3 . 投資助言報酬			5,010
4 . その他営業収益			6,784
営業収益計			3,038,969
営業費用			
1 . 支払手数料			878,669
2 . 広告宣伝費			156
3 . 調査費			937,159
(1) 調査費		60,713	
(2) 委託調査費		673,121	
(3) 情報機器関連費		203,003	
(4) 図書費		321	
4 . 委託計算費			103,864
5 . 営業雑経費			53,968
(1) 通信費		4,604	
(2) 印刷費		43,850	
(3) 協会費		3,012	
(4) 諸会費		2,500	
営業費用計			1,973,817
一般管理費			
1 . 給料			579,444
(1) 役員報酬		28,320	
(2) 給料・手当		538,901	
(3) 賞与		12,223	
2 . 法定福利費			87,384
3 . 退職金			400
4 . 福利厚生費			3,122
5 . 交際費			195
6 . 寄付金			43
7 . 旅費交通費			112
8 . 事務委託費			43,776
9 . 租税公課			60,737
10 . 不動産賃借料			78,239
11 . 退職給付費用			28,992
12 . 役員退職慰労金			2,880
13 . 役員退職慰労引当金繰入			2,100
14 . 賞与引当金繰入			64,446
15 . 役員賞与引当金繰入			4,100
16 . 固定資産減価償却費	1		15,987
17 . 諸経費			22,585
一般管理費計			994,547
営業利益			70,604

		第42期中間会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)	
区分	注記番号	内訳(千円)	金額(千円)
営業外収益			
1. 受取配当金			982
2. 受取利息			24
3. 時効後支払損引当金戻入			37,988
4. 雑収入			197
営業外収益計			39,192
営業外費用			
1. 為替差損			6,398
営業外費用計			6,398
経常利益			103,398
特別利益			
1. 投資有価証券売却益			47
特別利益計			47
特別損失			
1. 関係会社株式清算損			1,110
2. 投資有価証券売却損			33
特別損失計			1,144
税引前中間純利益			102,302
法人税、住民税及び事業税			23,862
法人税等調整額			51,721
中間純利益			74,443

(3) 中間株主資本等変動計算書

第42期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計	利益準備 金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰 余金		
当期首残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,030,435	6,343,225	7,720,893
当中間会計期間 変動額								
中間純利益						74,443	74,443	74,443
株主資本以外の 項目の当中間会 計期間変動額 （純額）								
当中間会計期間 変動額合計	-	-	-	-	-	74,443	74,443	74,443
当中間会計期間末 残高	1,100,000	277,667	277,667	175,000	3,137,790	3,104,878	6,417,669	7,795,337

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	29,580	29,580	7,691,313
当中間会計期間 変動額			
中間純利益			74,443
株主資本以外の項目の当中間会計 期間変動額（純額）	17,993	17,993	17,993
当中間会計期間 変動額合計	17,993	17,993	92,436
当中間会計期間末 残高	11,587	11,587	7,783,750

重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

（２）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～50年
器具備品	２～15年
その他	８年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

（２）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

（３）時効後支払損引当金

時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者への今後の支払に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

（４）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、期末要支給額を計上しております。

（５）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

（１）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託約款に基づき、一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

委託者報酬に含まれる成功報酬については、投資信託約款に基づき対象となる投資信託の特定のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（２）運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

（３）投資助言報酬

投資助言報酬は、投資顧問契約に基づき、契約期間にわたり均一の助言サービスを提供するものであるため、期間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

会計方針の変更

1．収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

2．時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる中間財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第42期中間会計期間末 (2021年9月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
建物	66,838千円
器具備品	171,112千円
その他	757千円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第42期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
1 固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。	
有形固定資産	8,427千円
無形固定資産	7,560千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第42期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当期首株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の時価等に関する事項

2021年9月30における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りです。

市場価格のない株式は、次表に含めておりません（（注1）参照）。また、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	493,532	493,532	-
資産計	493,532	493,532	-

(注1)市場価格のない株式の中間貸借対照表計上額は次の通りであり、金融商品の時価情報の「其他有価証券」には含めておりません。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	30,200
合計	30,200

2．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1 の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2 の時価：レベル1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3 の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

第42期中間会計期間末（2021年9月30日）

当該金融商品は投資信託のみであり、投資信託の時価はレベルごとの内訳表記をしておりません。投資信託の中間貸借対照表計上額は493,532千円です。

（有価証券関係）

第42期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

その他有価証券において、種類ごとの中間貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：千円）

	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) その他	4,143	3,538	605
	小計	4,143	3,538	605
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) その他	489,389	506,695	17,306
	小計	489,389	506,695	17,306
合計		493,532	510,233	16,700

（収益認識関係）

1. 収益を分解した情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

（単位：千円）

	第42期中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1. 委託者報酬	2,406,578
2. 運用受取報酬	620,597
3. 投資助言報酬	5,010
4. その他営業収益	6,784
合計	3,038,969

2. 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

（セグメント情報等）

第42期中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(1 株当たり情報)

第42期中間会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)	
1 株当たり純資産額	7,190円53銭
1 株当たり中間純利益	68円76銭
(算定上の基礎)	
中間純利益 (千円)	74,443
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る中間純利益 (千円)	74,443
期中平均株式数 (千株)	1,082

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
3. 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

三菱UFJ信託銀行株式会社

・資本金の額 324,279百万円（2021年9月末日現在）

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

[信託事務の一部委託先]

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本金の額 10,000百万円（2021年9月末日現在）

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円) (2021年9月末日現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	48,323	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社 ^{*1}	10,000	
PWM日本証券株式会社 ^{*1}	3,000	
楽天証券株式会社	17,495 ^{*2}	
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

*1 新規買付のお申込みは受付けておりません。

*2 2021年12月10日現在

2【関係業務の概要】

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 信託財産の保管・管理・計算
- b. 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a. 受益権の募集・販売の取扱い
- b. 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- c. 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- d. 目論見書、運用報告書の交付等

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

2022年2月末日現在、該当事項はありません。

第3【その他】

1. 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
2. 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用することがあります。
3. 目論見書の表紙等に、以下の事項を記載することがあります。
 - ・金融商品取引法上の目論見書である旨
 - ・目論見書の使用を開始する日
 - ・信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
4. 詳細な情報の入手方法として、以下の事項を記載することがあります。
 - ・委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間
 - ・請求目論見書の入手方法および信託約款が請求目論見書に掲載されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
5. 届出の効力に関する事項について、以下のいずれかの内容を記載することがあります。
 - ・届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
 - ・届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
6. 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
7. 請求目論見書の巻末に、ファンドの信託約款の全文を掲載することがあります。
8. 目論見書は電子媒体、インターネット等に掲載することがあります。

独立監査人の監査報告書

2021年6月4日

T & D アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 羽柴 則央
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 雅人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & D アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & D アセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
２．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年4月13日

T & D アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴 則央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている青のライフキャンパス・ファンド（標準型）の2021年2月16日から2022年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、青のライフキャンパス・ファンド（標準型）の2022年2月15日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年4月13日

T & D アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴 則央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）の2021年2月16日から2022年2月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、赤のライフキャンパス・ファンド（積極型）の2022年2月15日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

T & D アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月2日

T & D アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽柴 則央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 雅人

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているT & D アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第42期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & D アセットマネジメント株式会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。
監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。